



広報

おみい

No.298

2023.4



表彰 2~3

令和5年度 当初予算の概要 4

補助制度 13~28

令和4年度自治功労者・町村議会表彰式

令和5年2月28日徳島グランヴィリオホテルにおいて、令和4年度自治功労者・町村議会表彰式が開催され、上板町議会議員5名の方が表彰を受けられました。

全国町村議会議長会表彰



氏は、町議会議員として27年以上在職し、議会の運営及び地域の振興発展に多大な貢献をされ、今回の栄えある受賞となりました。
氏の功績を称えるとともに、今後ますますのご健康とご活躍をお祈りいたします。



前田忠道氏

両氏は、町議会議員として15年以上在職し、議会の運営及び地域の振興発展に多大な貢献をされ、今回の栄えある受賞となりました。
両氏の功績を称えるとともに、今後ますますのご健康とご活躍をお祈りいたします。



鈴木幸三氏



吉岡薫氏

徳島県町村議会議長会表彰

両氏は、町議会議員として11年以上在職し、議会の運営及び町村自治の振興発展に多大な貢献をされ、今回の栄えある受賞となりました。
両氏の功績を称えるとともに、今後ますますのご健康とご活躍をお祈りいたします。



富永志郎氏



乾崇氏

● お問い合わせ ● 上板町役場 議会事務局 ☎088-694-6815

徳島県藍青賞

上板柔友会は令和4年度徳島県藍青賞（贈・徳島県教育委員会）を受賞しました。令和4年5月に開催された、第42回全国少年柔道大会ベスト8の成績を評価していただきました。

今回の受賞に恥じぬよう、新年度もチーム一丸となり活動していきますので、変わらぬ応援をよろしくお願いいたします。



● お問い合わせ ● 上板町教育委員会 ☎088-694-6814

4/28(金)まで 役場2Fロビーに記念盾を展示中

徳島県上板町では、GoogleによるGoogle for Education™ パートナー自治体プログラムに参画し、上板町のICT環境の整備とICTの効果的な活用を実現し、近隣地域や全国に向けて事例発信をすることを目指します。

参画を記念して、事例校とパートナー自治体の盾を展示中です。Google for EducationはGoogle LLCの商標です。



● お問い合わせ ● 上板町教育委員会 ☎088-694-6814

町民と議会議員の懇談会を初開催



令和5年2月18日（土曜日）午後7時から、上板町役場2階中央公民館大会議室等において、議会初めての試みで、町民皆様からの貴重なご意見を議会運営に反映させることを目的に「町民懇談会（町民と議会議員）」を開催しました。

12名の方にご参加をいただき「上板町を元気にするには…!!!」をテーマに2班に分かれ討議が行われ、貴重なご意見・ご提言を数多くいただく事ができました。

ご多忙の折にもかかわらずご参加くださいました皆様、本当にありがとうございました。

● お問い合わせ ● 上板町役場 議会事務局 ☎088-694-6815

上板町議会だより

◎令和5年第1回定例会の概要
第1回定例会は、3月1日から14日までの14日間の日程で開催されました。

開会日には、松田町長から町政に取り組み所信及び提出議案提案理由の説明が行われ、一般質問では、さらう保育園における使用済み紙おむつの処分状況、避難行動要支援者名簿の作成状況、町内幼稚園・小学校の統廃合についてなどが論議されました。（議員7名から一般質問）

当初予算7議案が各常任委員会（総務・厚生・産業建設常任委員会）に付託され、慎重に審査した後、本会議において委員長報告が行われました。

また、議案審議では、令和5年度上板町一般会計予算、各特別会計予算、議会議員の定数を「13人」から「12人」に改正する条例の一部改正についてなどが原案のとおり可決し、閉会しました。

- ・町長提出議案19件
（可決18件・適任1件）
- ・議員提出議案3件
（可決2件・決定1件）
- ◎議会議員全員協議会
令和5年2月24日
令和5年第1回定例会提出議案などについての協議
- ◎財産区議会
令和5年2月13日
令和5年第1回上板町神宅財産区議会定例会
令和5年度当初予算について審議

- ・令和5年2月22日
令和5年第1回上板町大山財産区議会定例会
令和5年度当初予算について審議

● お問い合わせ ● 上板町役場 議会事務局 ☎088-694-6815

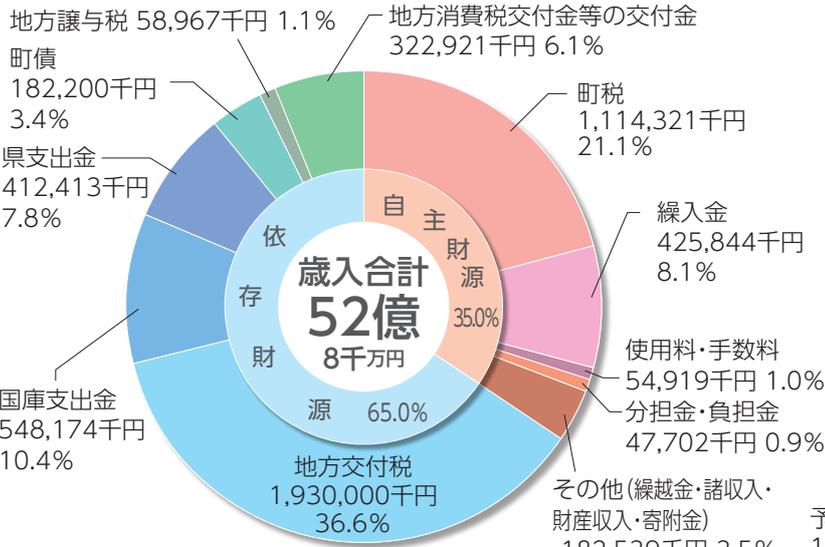
令和5年度 | 当初予算の概要

上板町議会3月定例会において令和5年度の一般会計当初予算及び住宅新築資金等貸付事業特別会計など6特別会計の当初予算が議決されました。

一般会計の歳入歳出予算総額は前年度当初予算に比べ5.6%（280,000千円）増の52億8千万円となっております。歳入面では、町税、地方交付税、臨時財政対策債、及び財政調整基金等の「一般財源総額」は4.6%の増であります。財政調整基金取り崩しによる繰入金金は15.1%の増となり、次年度以降の大型事業に備え、今後における基金の管理については、計画的な運用が不可欠です。

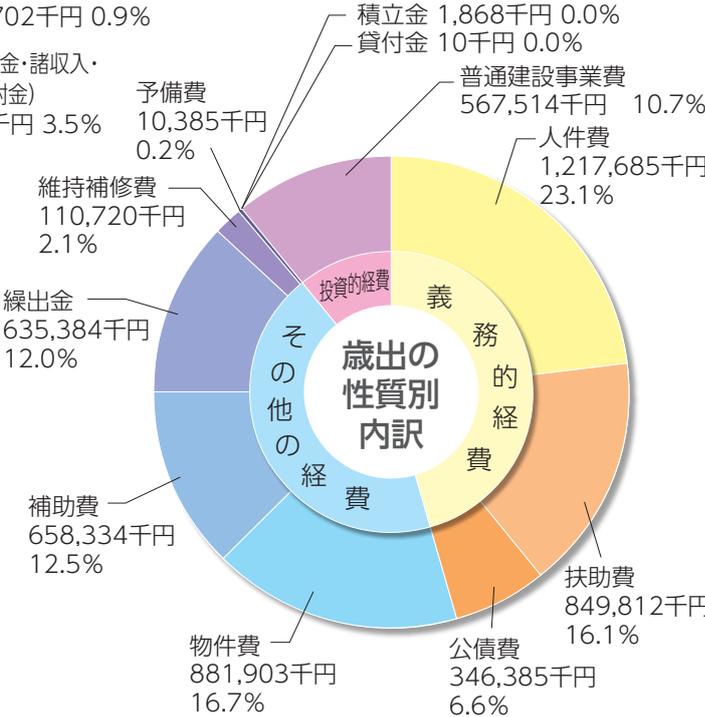
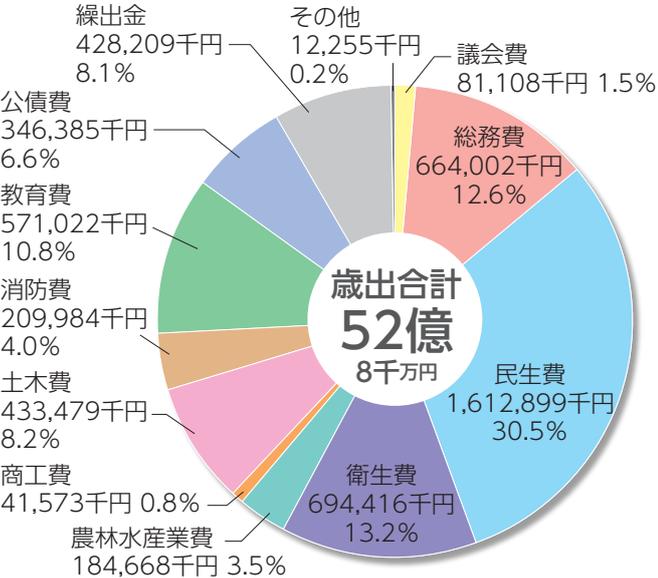
主な施策としては、『子育て支援・若者の定住促進』支援として、これまで取り組んでまいりました、高等学校卒業までの医療費の助成に加え、4年度から実施しておりますさくら保育所改修工事による保育環境の充実や、婚活パーティー開催による出会いの場の提供を行います。また、今年度も出生児におむつ等育児用品や木製お食い初めセット等を贈り、少子化対策の強化に取り組みます。『高齢者福祉・社会福祉サービスの充実』対策として、保健相談センターを拠点とした、町民の健康の保持及び推進を図っています。さらに、今年度は、高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業を拡充し、外出に伴う運動の機会創出等を図ってまいります。『地域資源の活性化と魅力発信』対策として、農業振興を図るため、経営開始資金を支援し、新規就農者の育成を図ります。さらに、伝統産業である藍や和三盆糖を支援するため藍生産力向上事業補助金やサトウキビ生産力向上事業補助金を引き続き実施し、生産規模拡大の支援に取り組みます。『災害への万全な備えで安全安心な町づくり』対策として、防災上必要な農業用ため池の廃止を行うため測量設計を実施します。また、防災備蓄品を計画的に配置するため、今年度においても非常食等備蓄品を購入し、避難所機能の充実強化を図ってまいります。また、木造住宅耐震化促進事業費補助金や、ドローン研修を行い、安全安心な町となるよう引き続き災害への備えを行って参ります。『財政健全化、町民に開かれた町政』として、緊急度や優先度を踏まえた『取捨選択』を行い、ふるさと納税の拡充など自主財源の確保、事務事業の見直しを行い創意工夫のもと、施策の選択と集中による財政の健全化に取り組みます。

厳しい状況が続きますが、今まで以上に小さなことほど丁寧に、当たり前のことほど真剣に、常にチャレンジ精神をもって取り組み結果を残せるよう努力するとともに、国県の政策・動向等に注視し、住民のニーズにも柔軟に対応していくことが今後の町政運営には必要不可欠ですので、町民の皆様方のご理解とご協力をよろしく申し上げます。



一般会計予算	52億8,000万円
特別会計予算	36億8,232万円
計	89億6,232万円

特別会計	金額 (万円)
国民健康保険事業	14億7,466
後期高齢者医療事業	1億7,619
介護保険事業	14億8,900
住宅新築資金等貸付事業	2,154
農業集落排水事業	1億5,933
水道事業	3億6,160



投票所が変更となります

4月9日執行予定の徳島県知事選挙・徳島県議会議員一般選挙より下記投票所が変更となります。

※西投票所、南第2投票所に変更はありません

東第1投票所

神宅小学校体育館 → 神宅幼稚園

※駐車場は神宅小学校をご利用ください

東第2投票所

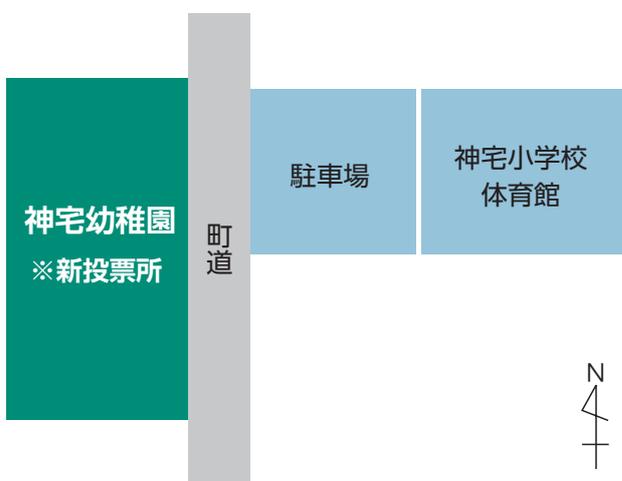
東光小学校体育館 → 東光小学校特別活動室

※駐車場は東光小学校をご利用ください

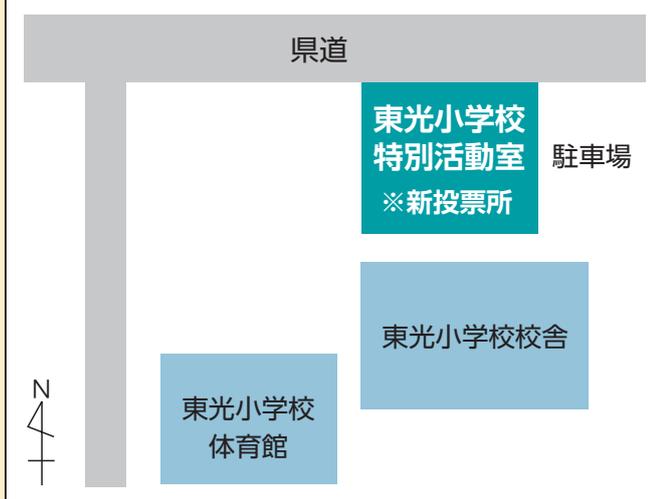
南第1投票所

高志小学校体育館 → 南老人集会所

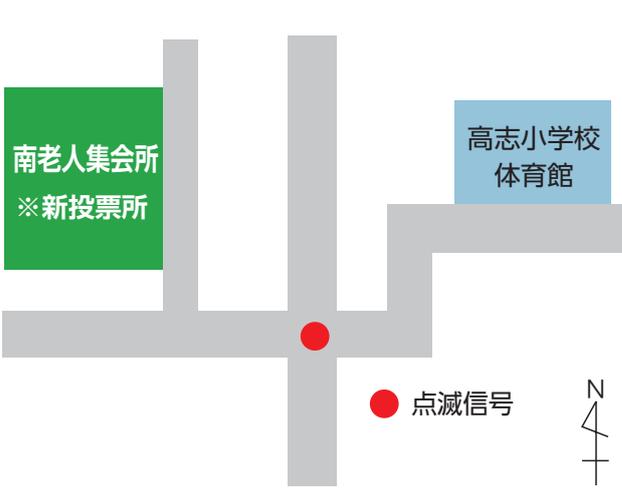
東第1投票所



東第2投票所



南第1投票所



徳島県知事選挙及び徳島県議会議員一般選挙のお知らせ

	徳島県知事選挙	徳島県議会議員一般選挙 (板野選挙区)
告示日	3月23日(木)	3月31日(金)
投票日時	4月9日(日) 午前7時から午後8時	
投票所	「※投票所入場券」にあなたの投票所を記載しています。	
期日前投票	期間：3月24日～4月8日	期間：4月1日～4月8日
	時間：午前8時30分から午後8時	
	場所：上板町役場 1階 ロビー	

選挙管理委員会からのお知らせ

◆ 滞在地での不在者投票

上板町の選挙人名簿に登録されている方で、長期の仕事や旅行などで上板町で投票できない方は滞在地の選挙管理委員会で投票ができます。

①本人が、上板町選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。

請求方法(1)：「投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書兼宣誓書」を選挙管理委員会に郵送してください。

請求方法(2)：ぴったりサービスによる電子申請（※要マイナンバーカード）

②上板町に請求書が届き、不在者投票事由があると認めるときは、上板町選挙管理委員会から投票用紙等を書留で郵送します。

③投票用紙等が届いたら、滞在地の選挙管理委員会へ持参して、そこで投票してください。

※自宅で投票用紙に記入したり「不在者投票証明書」の封筒を自分で開封すると、不在者投票ができなくなります。必ず、滞在地の選挙管理委員会に出向いて不在者投票を行ってください。

◆ 郵便等による不在者投票

身体の障害や疾病のため、投票所へ行って投票することができない方が自宅等で投票の記載をし、郵便等を利用して投票を行う制度です。

※この制度によって投票を希望される場合は、あらかじめ申請手続きが必要です。

① 郵便等による不在者投票をすることができる方

身体障害者手帳が戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次の障害のある方または、介護保険被保険者証「要介護5」の方に認められています。
(自分の氏名や候補者名を自書できることが条件となります)

区分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹又は移動機能の障害	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害	1級又は3級
	免疫又は肝臓の機能障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢又は体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は肝臓、小腸の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	

② 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

①の条件を満たし、さらに自ら投票の記載をすることができない方で手帳等の記載が次に該当する方は、あらかじめ届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

区分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢又は視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚の障害	特別項症から第2項症まで

● お問い合わせ ● 上板町選挙管理委員会 ☎088-694-6801

宮川内谷川洪水対応演習を実施します

● 宮川内谷川で大規模な洪水を想定した洪水対応演習（訓練）を実施します。演習では、サイレンが鳴りますが、訓練ですのでお間違いのないようご注意ください。

地域の皆さまは、この機会にサイレン音をご確認いただくとともに、洪水時における避難場所について、ハザードマップにより再確認していただきますようお願いいたします。

※訓練では、ダムからの放流はありません。

● サイレン予定時刻

4月21日(金) 13:40~14:20頃

※当日の気象状況等により中止・変更することがあります。

● 場所 宮川内谷川流域（宮川内ダムより下流）



宮川内ダムでは、次の場合にサイレンを鳴らします。

- ・降雨等の影響によりダムへの流入量が増加し、もしくは台風などの接近により大雨が予想され、ゲートから放流を開始するとき
- ・異常豪雨時に計画を超える洪水が発生し、ダムに流水を貯めることができなくなり、放流量を増加させるとき

サイレンの間隔

吹鳴1分 → 休止10秒 → 吹鳴1分 → 休止10秒 → 吹鳴1分
を3回繰り返す

● お問い合わせ ●

徳島県県土整備部砂防・気候防災課
(訓練の内容に関すること)

☎088-621-2629

徳島県県土整備部水管理政策課
(サイレンやダム操作に関すること)

☎088-621-2626

町民の皆さまへ

上板町リサイクルセンターが新しくなりました。

令和5年4月1日より上板町リサイクルセンター(役場西隣)での受入日時、品目、方法等を以下のとおり改めました。尚一層の分別にご協力ください。

受入日時 毎週 水・木・金曜日 午前9時～午後4時まで
第2第4土・日曜日 午前9時～正午まで
※年末年始(12月29日～1月3日)・警報発令時は除く

受入品目 ※予約なしで持込出来るもの

- ①新聞、②雑誌(雑がみ)、③ダンボール、④紙パック、⑤シュレッダーくず、⑥ペットボトル、⑦キャップ、⑧衣類、⑨乾電池、⑩蛍光管・電球、⑪水銀体温計、⑫使用済み食用油、⑬スチール缶、⑭アルミ缶、⑮無色のびん、⑯茶色のびん、⑰その他のびん、⑱一升ビン、⑲食器類、⑳割れた食器類、㉑歯ブラシ、㉒インクカートリッジ

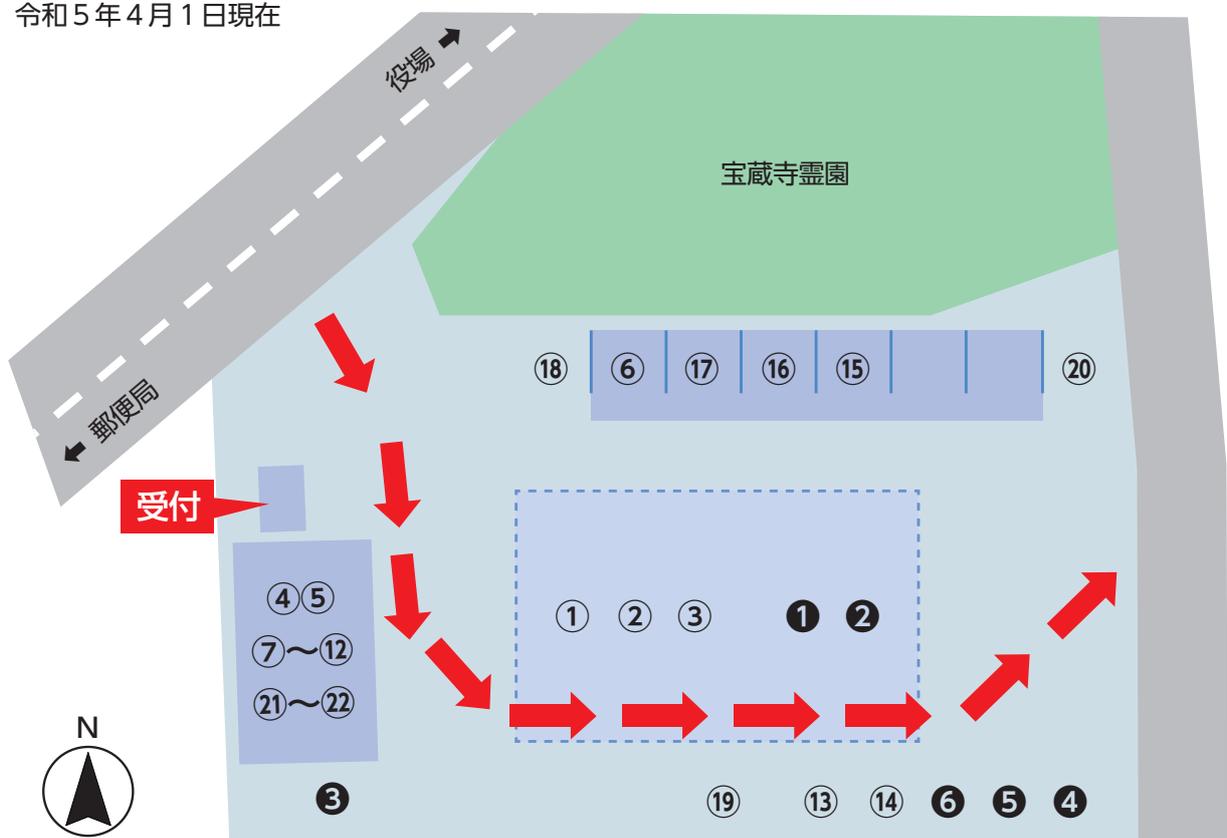
※予約が必要なもの(大型ごみシールが必要)

- ①家電製品、②鉄くず、③自転車、④ふとん、⑤プラ、⑥家具
(窓口、電話、インターネットで前日迄に予約して下さい。)



配置は以下のとおりです。(配置は変更になる場合があります。)

令和5年4月1日現在



● お問い合わせ ● 上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

小中学校の連携した取組について

上板町では地域とともにある学校づくりを進めていくため上板中学校を拠点とした学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置しており、その取組の一つとして小中学校が連携して取り組む小中一貫事業を推進しています。

町内小中学校では「あいさつで上板町を元気に」を共有テーマとし、元気なあいさつから上板町を明るく元気な町にしていこうと取り組んでいます。令和4年度は中学生からの提案で各小学校と連携した「交流あいさつ運動」を実施し、中学校のあいさつ運動で使用している「あいさつカード」と「のぼり」をもって小学校へ出向き、児童生徒とあいさつ運動を行いました。

笑顔で元気なあいさつの輪が各学校から地域全体に広がることを期待しています。



● お問い合わせ ● 上板町教育委員会 ☎088-694-6814

●●● 水道料金改定のお知らせ ●●●

上板町では平成4年以来、現行料金体系を維持してきましたが、水道施設の老朽化対策や施設の更新・耐震化等の事業に必要な費用を賄うなど、将来に向けて安全な水道水の供給を安定的に行うため、下表のとおり水道料金を改定させていただくこととなりました。なお、メーター使用料は変更ありません。

※消費税別

基本料金(10㎡まで)+メーター使用料		超過料金(1㎡につき)	
現行	改定	現行	改定
1,000円+メーター使用料	1,500円+メーター使用料	130円	180円

詳しくは、直接上板町役場水道課にお問い合わせいただくか、上板町ホームページ「水道料金改定のお知らせ」、「料金改定Q&A」をご覧ください。



料金改定のお知らせ



料金改定のQ&A

● お問い合わせ ● 上板町役場 水道課 ☎088-694-6817

軽自動車税と固定資産税の納付方法が新しく追加されます

【地方税お支払いサイト】

令和5年5月から、町税の納付書の表面にeL-QR（QRコード）が印字してある場合は、地方税共同機構が提供する「地方税お支払いサイト」を利用して、スマホ決済アプリの納付または、クレジット納付ができるようになります。

※クレジットカード払いは、別途手数料がかかります。

最新の情報は<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>「地方税お支払いサイト」のよくあるご質問をご確認ください。

【金融機関窓口】

納付書の表面にeL-QR（QRコード）が印字されたものに限り、町指定金融機関以外の「地方税統一QRコード対応金融機関」の窓口でもお支払いができます。

※過年度納付書には、eL-QR（QRコード）は、印字されません。

地方税統一QRコード納付書対応金融機関URL
<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>

● お問い合わせ ● 上板町役場 税務課 ☎088-694-6807

令和5年度 町税及び保険料の納付期限についてお知らせします。

令和5年度の納期は次のとおりになっています。納付期限内の納付にご協力をお願いいたします。

	軽自動車税 (種別割)	町・県民税	固定資産税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
5月	5月31日(1期)					
6月		6月30日(1期)			6月30日(1期)	
7月			7月31日(1期)	7月31日(1期)	7月31日(2期)	
8月		8月31日(2期)		8月31日(2期)	8月31日(3期)	8月31日(1期)
9月						
10月		10月31日(3期)	10月2日(2期)	10月2日(3期) 10月31日(4期)	10月31日(4期)	10月2日(2期) 10月31日(3期)
11月				11月30日(5期)		11月30日(4期)
12月			12月25日(3期)	12月25日(6期)	12月25日(5期)	12月25日(5期)
令和6年1月		1月31日(4期)		1月31日(7期)		1月31日(6期)
令和6年2月			2月29日(4期)	2月29日(8期)	2月29日(6期)	2月29日(7期)
令和6年3月						
令和6年4月						4月1日(8期)
上板町役場 税務課 ☎088-694-6807					上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810	

令和5年度 国民健康保険税について

「徳島県国民健康保険運営方針」において、「資産割」廃止による3方式に伴い、段階的に資産割を減額し、令和5年度から「資産割」廃止と税率を改正いたしました。国保加入者の皆さまには、健全な国保運営維持のためご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和5年度の国民健康保険税率		医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金
所得割率	課税対象額※	9.5%	2.8%	2.0%
均等割額	加入者一人あたり	25,000円	8,000円	7,000円
平等割額	一世帯あたり	20,000円	7,000円	6,000円
課税限度額		650,000円	220,000円	170,000円

※課税対象額…加入者の前年中の総所得金額及び山林所得金額、譲渡所得金額などの合計から43万円を控除した額

税制改正に伴い、課税限度額及び保険税軽減範囲が変わります。

課税限度額	令和4年度	令和5年度
医療給付費	65万円	65万円
後期高齢者支援金	20万円	22万円
介護納付金	17万円	17万円
合計	102万円	104万円

■所得がない場合でも、均等割と平等割は課税されます。ただし、所得が一定の基準以下の世帯については、均等割と平等割が軽減されます。(申請は、不要ですが所得申告が必要です。)

〈令和5年度軽減所得判定〉

7割軽減=43万円+10万円×(給与所得者数-1)以下の世帯

5割軽減=43万円+29万円×被保険者数+10万円
×(給与所得者数-1)以下の世帯

2割軽減=43万円+53万5千円×被保険者数+10万円
×(給与所得者数-1)以下の世帯

● お問い合わせ ● 上板町役場 税務課 ☎088-694-6807

マイナポイントの申込期限と 徳島県版プレミアムポイント 第2弾の実施期間が2023年 5月末まで延長しました！

※2023年2月末までにマイナンバーカードを申請された方が対象です。



● お問い合わせ ●

マイナンバー
総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

徳島県版プレミアムポイント事業コールセンター ☎088-602-1265
上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

マイナンバーカード交付の 休日窓口を開設します！

マイナンバーカードを申請し、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」(ハガキ)が届いた方で希望する方に対し、マイナンバーカードの休日交付を行います。

ご希望の方は、事前に**必ずご予約**をお取りください。ホームページにも詳細について掲載しております。

● 開設日時

令和5年4月15日(土) 9時15分～
4月23日(日) 9時15分～

※5人以上集まらない場合は、日時の変更をいたしますので、あらかじめご了承ください。

● 場所 上板町役場 住民人権課

● お問い合わせ ● (事前予約制)

上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

事前
予約制



上板町消費生活相談窓口 からのお知らせ

送り付け商法(ネガティブ・オプション)にご注意を...

高齢者を狙った**送り付け詐欺**が多発しています。もし、**覚えのない商品**が送られてきたら



1. 受けとらない

宅配業者に**受取拒否**をしましょう。

その際、**送り主の連絡先**など可能な限り記録してください。

※家族が注文している場合もあるので、確認しましょう。

2. 払わない

代引き料金や後払い料金に限らず、送られた商品を買うという意思がないと支払い義務はありません。

覚えのない荷物が届いても絶対にお金を払わないでください。

3. 手数料なども払わない

「商品を返品するなら手数料を払ってください。」などの連絡があっても、そもそも売買契約が成立してないので支払い義務はありません。

法律でも商品の引き取り負担は事業者側にあります。

★消費者被害を防止するため、通話内容を録音する「不審電話撃退装置」を75歳以上の方に無料で貸し出しをしています。機器の貸与を希望される方は上板町消費生活相談窓口までお気軽にお問い合わせください。

上板町消費生活相談窓口 ☎088-694-6816 秘密厳守・相談無料 受付 平日9:00~12:00 13:00~16:30(土・日・祝・年末年始を除く)

新生児に「お食い初めセット」をプレゼントしています！

上板町では令和3年度から、当町に住民登録をされた新生児を対象に、県産木材を使用し県内の木工職人が製作した「お食い初めセット」を、誕生祝いとして、産業課職員が対象のご家庭にお届けしています。

「お食い初めセット」の内訳は、ベビースプーン1個・食べさせ用スプーン1個・ベビーフォーク1個・飯椀1個・汁椀1個・平皿1個・小鉢1個・高坏1個です。

食べさせ用スプーンにはお名前と生年月日が、飯椀・汁椀・平皿・小鉢・高坏には当町観光イメージキャラクター「かきじい」を刻印しています。

お食い初めの時だけに限らず、普段のお食事の時にもお使いいただければ幸いに存じます。

※こちらの「お食い初めセット」は、森林の保全整備や木材の利用促進のために市町村に交付される森林環境譲与税を活用してつくられています。



サンプル

● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806

令和5年度 上板町文化センター 講座受講生募集

講座名	受講日	開始時間	受講料	準備物	講師名	会場
カラダ年齢若返り 体操教室	毎月第3火曜日	午前10時00分	無料	ヨガマット 飲料水	関本 真美	文化センター
カラダ年齢若返り ヨガ教室		午前11時00分				
フラダンス教室	毎月第2・4金曜日	午後2時00分	無料		松本 美穂	文化センター
生け花教室 (桑原専慶流)	毎月第2・4木曜日	午後1時30分	花代 1回 800円	花器・剣山 ハサミ 筆記用具	川崎 富枝	文化センター
書道教室 (小・中学生対象)	毎週水曜日	午後5時00分	会報誌 月 600円	書道道具	岡本 恵治	第1分館
パッチワーク教室	毎月第2火曜日	午後1時30分	材料代実費	裁縫道具	眞鍋 美喜	文化センター
健康ヨガ教室	毎月第3木曜日	午後1時30分	無料	飲料水 ヨガマット	勝占公美子	第1分館
日本舞踊教室	毎週火曜日	午後1時30分	無料		平野シマ子	文化センター
スポーツ吹矢教室	毎月第1・3水曜日	午前9時00分	無料	吹矢道具	日野 繁子	文化センター
吊し飾り教室	毎月第1・3水曜日	午後1時30分	材料代実費	裁縫道具	上原千代子	文化センター
古典講座	毎月第2火曜日	午後1時30分	月 500円	古語辞典 ノート 筆記用具	野村千恵子	文化センター
太極拳教室	毎月第2・4水曜日	午前10時00分	月 2,500円	タオル 飲料水	盛下のぶ子	文化センター
大正琴教室	毎月第2・4水曜日	午後1時00分 午後3時30分	月 入会金 3,850円 年会費 1,650円 2,750円	大正琴	金井 宏美	文化センター
いきいき百歳体操教室	毎週木曜日	午後1時30分	無料	タオル 飲料水	理学療法士	文化センター
オカリナ教室	毎月第1・3金曜日	午後1時30分	無料	オカリナ	松尾 義和	文化センター
生活習慣病予防 体操教室	毎月第1月曜日	午前10時00分	無料	室内用運動靴 タオル・飲料水 ヨガマット	長谷部裕之	文化センター
折り紙教室	毎月第1・3水曜日	午後1時00分	無料	折り紙	吉田 弘	文化センター
手作り教室	毎月第4月曜日	午後1時30分	無料	裁縫道具	多賀 早苗	文化センター
フラワーアレンジメント	毎週金曜日	午前10時30分 午後7時00分	フラワーアレンジメント 3,500円 カザードフラワー 4,200円 お子様用 3,400円	新聞紙 ゴミ袋 ハサミ	石部まゆみ 090-1327-8715 (直接お申し込み下さい)	文化センター

● お申し込み・お問い合わせ ● 上板町文化センター ☎088-694-3020

令和5年度 馬道会館受講生募集

講座名	受講日	開始時間	講師	内容・持参する物・材料費	締め切り日	
ペン習字教室	毎月第1・3 水曜日	午後1時30分	佐藤 千種	ペン、昇級テスト代(受験者のみ)他	随時	
フラワー デザイン教室	毎月第3木曜日 初回4月20日(木)	午後1時30分	近藤佐起江	季節のアレンジメント 花ばさみ、新聞紙	4月~9月 6回 12,000円	4月13日 (木)
寄せ植え教室	4月26日(水)	午後1時30分	花 由	春のガーデニング	2,000円	4月21日 (金)
押し花教室	毎月第1火曜日	午後1時30分	近藤佐起江	季節の花を押してみよう	額代	随時

■その他相談事業

くらしの保険相談	5月23日(火) 奇数月 第4火曜日	午後1時30分	吉岡 運生	年金・健康保険・失業保険 労災保険・交通事故 生命保険・住宅ローン等	無料	
----------	--------------------------	---------	-------	--	----	--

● お申し込み・お問い合わせ ● 上板町馬道会館 ☎088-694-4868

上板ふれあいクラブ



みんな楽しく、いい汗かいて 健康な体づくり

令和5年度 会員募集中!

日曜・祝日休み



教室名	開設日時	会場	指導者等	備考
①キッズサッカー	第2・4月曜日 19:00~20:00	東光小学校体育館	多富義和 町スポーツ推進委員	4歳~ 小学3年
②からだスッキリエアロ	毎週火曜日 13:30~14:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	矢野真弓 フィットネスインストラクター	有料
③太極拳	毎週水曜日 13:30~15:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	上板ふれあいクラブ 太極拳愛好会	
④エンジョイエアロ	毎週木曜日 19:30~20:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	矢野真弓 フィットネスインストラクター	有料
⑤健康吹き矢&ポッチャ	第2・4木曜日 13:30~14:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	井坂道子・岡本佐和子	
⑥健康ストレッチ	第2・4木曜日 15:00~15:30	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	板東宏一 ばんどう接骨院院長	
⑦キッズスポーツ教室	第2・4土曜日 14:00~15:00	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	八尾景子 子ども身体運動発達指導士	幼稚園~ 小学2年
⑧ニュースポーツ (カローリング)	第1・3土曜日 13:00~14:30	農村環境改善センター 多目的ホール	上板町スポーツ推進委員	
⑨バウンドテニス	第1・3土曜日 15:00~17:00	農村環境改善センター 多目的ホール	西條勝行 県バウンドテニス協会	
⑩ダンススポーツ	毎週土曜日 15:00~17:00	中央公民館大会議室 (役場2F)	濱 清枝 徳島県ダンススポーツ連盟公認指導員	
卓球を楽しもう 筋力トレーニング	月~金13:00~20:00 土 13:00~18:00	上板ふれあいクラブ (ふれあいセンター内)	お友達や家族で卓球を楽しみませ んか(貸ラケット有)	筋トレ 高校生以上使用可

【会費・スポーツ安全保険料】 ※会費とスポーツ安全保険料を支払えば、教室に参加できます。

区分	年会費	家族2人目から	団体(10人以上)	団体(20人以上)	スポーツ安全保険
大人(高校生以上)	3,000円	2,500円	2,500円	2,000円	1,850円
高齢者(65歳以上)	2,500円	2,000円	2,000円	1,500円	1,200円
中学生以下	2,000円	1,500円	1,500円	1,000円	800円
ファミリー	8,000円	同一世帯で人数制限なし(要:保険加入)			
フリーパス	20,000円	スポーツ安全保険料・すべての教室参加料込			

●入会申込書は、上板町ふれあいセンターにあります。

※会費・スポーツ安全保険は令和6年3月31日まで有効

※筋トレ・卓球 使用料(会員1ヶ月500円、会員外1回町内300円、町外500円)

※上板町外の方は、年会費+500円

※⑤、⑧、⑨の教室は維持費として(年間500円)

●お申し込み・お問い合わせ● 上板ふれあいクラブ事務局 ☎088-679-7788

開設時間 月~金13:00~20:00 土13:00~18:00

上板町の応援事業・制度を ご紹介します！

上板町では、様々な補助事業・制度等で、皆様の暮らし・生活をサポートしています。
今回は実施している、一部の事業・制度等の支援内容をご紹介します。



※上板町で行っている一部の補助事業・制度等のみ掲載しています。
町で行っている全ての補助事業・制度等ではありません。
掲載されていないものについては、担当課にお問い合わせください。

詳しくは各ページをご覧ください

上板町で生活される方へ！

くらし応援

- ・わくわく移住支援事業 …………… P14
- ・移住就業支援金 …………… P15
- ・バス定期券購入費補助 …………… P21
- ・高齢者外出支援
バス・タクシー助成事業 …………… P21
- ・結婚新生活支援事業 …………… P22
- ・マリッサとくしま会員登録費
補助事業 …………… P22
- ・敬老祝金支給事業 …………… P28

空き家の除却・リフォーム・売買・賃貸情報

空き家

- ・老朽危険空き家除却支援事業 …… P16
- ・空き家利活用改修支援事業 …… P16
- ・空き家バンク …………… P17

住宅のリフォーム・住宅取得応援・住環境

住宅・住環境

- ・木造住宅耐震化 …………… P18～19
- ・「住宅取得応援助成金」 …………… P20
- ・住宅リフォーム補助 …………… P21
- ・合併浄化槽設置補助 …………… P24
- ・思いやり収集 …………… P27
- ・ふれあい回収 …………… P27
- ・コンポスト補助金 …………… P28

子どもを妊娠・出産されたら

子育て・

- ・出産祝金 …………… P15
- ・出産・子育て応援給付金 …… P15
- ・放課後児童クラブ利用料軽減 …… P28

災害に備える

防災・減災

- ・感震ブレーカー設置費用補助 …… P20
- ・危険ブロック塀等安全対策費補助 … P20
- ・災害時協力井戸募集 …………… P22
- ・自主防災組織助成事業 …………… P23
- ・防災士資格取得補助 …………… P23

農業・事業者支援

事業者支援

- ・企業立地雇用奨励金 …………… P14
- ・スマート農業推進事業 …………… P24
- ・サトウキビ生産力向上事業 …… P25
- ・藍生産力向上事業 …………… P25
- ・農地集積促進事業 …………… P26
- ・有害鳥獣被害防止対策
設備購入補助金 …………… P26



13ページから28ページまでは抜き取って保存ができます。

上板町わくわく移住支援事業補助金

上板町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいいます。以下同じです。）から上板町に移住した方が、所定の要件を満たす場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付します。

【支給金の額】

○2人以上の世帯の場合：100万円

※18歳未満の世帯員を帯同しての移住である場合は、18歳未満の世帯員の人数に応じ加算があります。（ただし、18歳未満の世帯員が申請者の配偶者である場合は加算の対象になりません。）

○単身世帯の場合：60万円

【支援金の対象】

下記の各要件を満たす方が対象になります。

◆移住元に関する要件

次の①②いずれにも該当する方※1

①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は下記条件不利地域※2を除く東京圏に在住し、東京23区内へ通勤※3していた方

②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は下記条件不利地域※2を除く東京圏に在住し、東京23区内に通勤※3していた方

※1 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内にて法人経営者又は個人事業主として就業した方、及び東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

※2 条件不利地域

【東京都】 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】 山北町、真鶴町、清川村

※3 通勤

雇用者としての通勤にあっては雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

◆移住先に関する要件

- ・上板町わくわく移住支援事業補助金交付要綱施行日以降に上板町に転入したこと。
- ・移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- ・上板町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ・日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- ・「みんなでリスタート！徳島移住促進支援金」の給付を受けていない者で、今後も受ける予定がないこと。
- ・その他徳島県及び上板町が移住支援金の対象として不適当と認められた者でないこと。

◆就職等に関する要件

就業等に関しては、就業の状況によって個別に詳細要件がありますので、町ホームページの該当記事内に交付要綱をご確認いただくか、企画防災課までお問い合わせください。

例：一般就業の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が徳島県内に所在すること。

(イ) 就業先が、徳島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人対象法人等（以下、「移住支援金対象法人等」という。）であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象法人等に就業し、申請時において当該法人等に連続して3か月以上在職していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

その他の就業等パターン

◎専門人材の場合 ◎テレワーカーの場合

◎関係人口の場合 ◎創業する場合で関係人口に該当しない場合

◆世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合）

- ・申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、上板町わくわく移住支援事業補助金交付要綱施行日以降に転入したこと。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- ・世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

上板町企業立地雇用奨励金

◆制度の概要

上板町内に新たに立地した事業所が、立地後の操業開始日以降3年間の間に上板町内に住所を有する方を新規雇用した場合に、1人あたり30万円を交付します。

◆奨励対象者

◎ 固定設備の総額が1,000万円以上の事業所を上板町内に新設（土地家屋の取得を伴うものに限る）した、常時雇用従業員数が10人以上である事業者

◆奨励金交付要件

◎ 新設事業所の操業開始日以降3年以内に、当該事業所で雇用期間の定めのない正社員として、雇用の開始日に上板町内に住所を有する者を新規雇用し、その雇用が1年以上継続していること

◆奨励金の額

◎奨励金交付要件対象者1人あたり30万円

※1事業者に対しての奨励金上限額は2,000万円

◆申請の流れ

①奨励金交付要件対象者に該当する見込みのある方を雇用したときに、上板町企業立地雇用奨励金交付対象事業者認定申請書を提出する（操業開始日以降3年以内）

②雇用奨励金対象事業者としての認定を受ける

③奨励金交付要件対象者の雇用期間が1年を経過した後、上板町企業立地雇用奨励金交付申請書を提出する

※奨励金の交付には他にも要件があります。詳しくは企画防災課までお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

上板町移住就業等支援金

○支援金の概要

他市区町村に居住する方が、上板町内の事業所への就職や転勤等に伴い上板町に転入した場合に、上板町移住就業等支援金を交付します。

○対象要件

- ◆上板町に転入した日が令和3年10月1日以降であること
- ◆上板町に転入する前に、原則1年以上他市区町村に居住していたこと
- ◆上板町に転入して1年以上経過していること
- ◆上板町内の事業所（国又は地方公共団体の事業所を除く）での勤務を正社員として1年以上継続していること

○対象者

対象要件を満たす方のうち、①～③のいずれかに該当する方

- ①上板町に転入した後、原則1年以内に上板町内の事業所に就職した方
- ②転勤により上板町外の事業所から上板町内の事業所に赴任した方
- ③上板町内の事業所に現に通勤している方

○支援金の額

一律50,000円（1人1回限り）

○交付申請

上板町に転入して1年以上経過し、かつ、上板町の事業所での勤務期間が1年以上経過した後の申請になります。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

出産祝金制度

出産祝金は、保護者の経済的負担の軽減と時代を担う子どもの健やかな育成を図るために交付する制度です。



要件

- ・出生児及び父又は母が住民基本台帳に登録されていること
- ・1年以上町内に居住することを誓約
- ・町税の滞納が無いこと

交付金額

- 第1子 3万円
- 第2子 5万円
- 第3子 10万円
- 第4子以降 20万円

<申請手続き>

上板町出産祝金交付申請書に「誓約書」を添えて、出生届提出日から6か月以内に住民人権課に提出。

<申請に必要なもの>

印鑑、振込先が確認できる申請者名義の通帳など

● お問い合わせ ● 上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

「伴走型相談支援」・「出産子育て応援給付金」

令和5年2月より、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない相談支援を行う「伴走型相談支援」と、経済的負担の軽減を図ることを目的とした「出産・子育て応援給付金」の支給を実施しています。

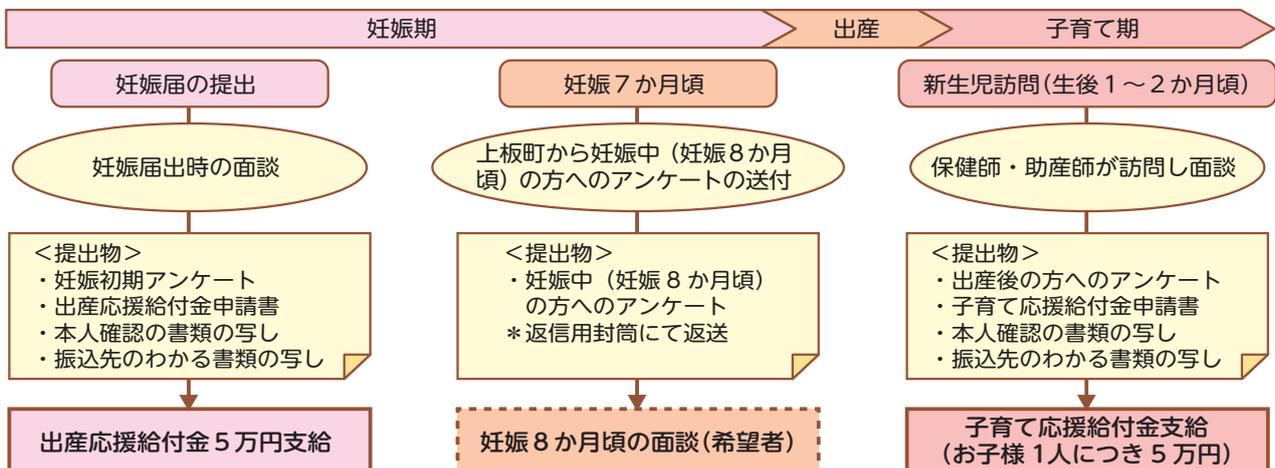


1. 給付金の対象者・支給要件

給付金の種類	出産応援給付金	子育て応援給付金
対象者	上板町に住民票を有し、令和4年4月1日以降に妊娠届を提出した妊婦の方	上板町に住民票を有し、令和4年4月1日以降に出生した乳児を養育する方
申請期間	原則、妊娠中	原則、生後4か月頃まで
給付額	妊婦1人につき5万円	お子様1人につき5万円

※既に他の市町村で受給済の場合対象とはなりません

2. 事業の流れ



● お問い合わせ ● 子育て世代包括支援センター「藍っこ」(上板町保健相談センター内) ☎088-694-5599

上板町老朽危険空き家除却支援事業

災害等により倒壊する恐れのある老朽化して危険な空き家の除却を行う場合に、一定の要件を満たす空き家については除却に要する費用の一部を助成します。

● 対象となる空き家

- 次の全ての要件を満たすものが対象空き家となります。
- ・現在使用されておらず、今後も居住する見込みのない老朽住宅
(併用住宅の空き家については床面積の過半が居住の用に供する部分である空き家とする)
 - ・倒壊すれば接面道路等を閉塞し、避難・救助活動に支障をきたす恐れがあるもの
 - ・事前の申込み及び実施を要する空き家判定業務(除却タイプの2次調査)の結果、老朽危険空き家に該当したもの
 - ・町長が、倒壊の危険性がある老朽危険空き家として是正指導したものの

● 対象者

- ・老朽危険空き家と判定された空き家住宅の所有者、またはその管理について権限を有する者
- ・町税等の滞納がない者及びその他町長が補助対象者として適さない事項の該当者でないと認める者
※建物または土地に共有者がいる場合や、建物に所有権以外の権利者がいる場合には、原則として権利者全員の同意が必要です。

● その他補助要件

- ・工事の完了後、補助申請年度の2月末日までに工事完了報告書を提出すること

● 補助対象経費

- ・補助の対象となる経費は、老朽危険空き家の除却および処分に要する経費とする
- ・家財道具、機械、車両等の処分に係わるものは対象としない

● 補助金額

補助金額は、補助対象経費の4/5以内(1,000円未満は切り捨て)かつ80万円を限度とします。

● 事前相談

事業の実施を検討される場合は、事前相談として企画防災課までご連絡ください。

● 注意事項

建物を除却することにより、住宅用地特例が適用されず、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

上板町空き家利活用改修支援事業補助金

上板町空き家バンクに登録した物件を移住・定住者向け住宅として改修する際に、一定の要件を満たす場合は、その改修工事費等について補助対象となる工事費等のうち3分の2を補助します。(上限320万円)

● 補助対象者要件

補助対象者は、次の①又は②に該当し、かつ、③に該当する方に限ります。

- ①空き家住宅を上板町への移住又は定住をしようとする者の居住の用に供するための住宅へ改修しようとする当該空き家住宅の所有者等。
- ②上板町へ移住又は定住するために空き家住宅を取得(所有権移転登記の完了を以ていう。)し、当該空き家住宅を改修しようとする者。ただし、空き家住宅を取得した者が、所有権移転前の空き家住宅所有者の配偶者及び2親等以内の親族に該当しない場合であり、かつ、取得後10年以上取得した住宅で居住することを前提とし、補助金の交付を受けようとする申請書類を取得後1年以内に町長に提出する場合に限る。
- ③町税等の滞納がない者及びその他町長が補助対象者として適さない事項の該当者でないと認める者。

● その他主な補助要件

次に掲げる事項の全てに該当すること

- ①改修工事については徳島県内の建設業者等(上板町内の建設業者等を優先する)が施工する。
- ②耐震性を有する建築物である。ただし、改修後(他事業により耐震改修を実施したものを含む)の建築物が耐震性を有する場合にはこの限りではない。
- ③改修後の住宅が移住・定住者向け住宅として10年以上活用されるものである。

● 注意事項

- ・審査の結果、補助金の交付を受けられない場合があります。
- ・補助金は一時所得として課税対象になることがあります。
- ・補助金交付要綱の規定に反したときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない場合があります。

※制度の活用には、他にも補助金交付要綱の規定による取り決め事項等がありますので、活用を検討される場合は詳細について上板町役場企画防災課までお問い合わせ下さい。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

上板町

空き家

バンクを活用してみませんか

空き家バンクってなに？

空き家を売りたい方、貸したい方に空き家物件を登録していただき、上板町への移住・定住希望者等に物件情報を提供することで、空き家の売買又は貸借につなげていただくものです。



空き家を売りたい・貸したい方

空き家バンクに物件を登録する場合は、登録を希望する物件全てにおいて空き家判定業務による判定を受けていただく必要があります。

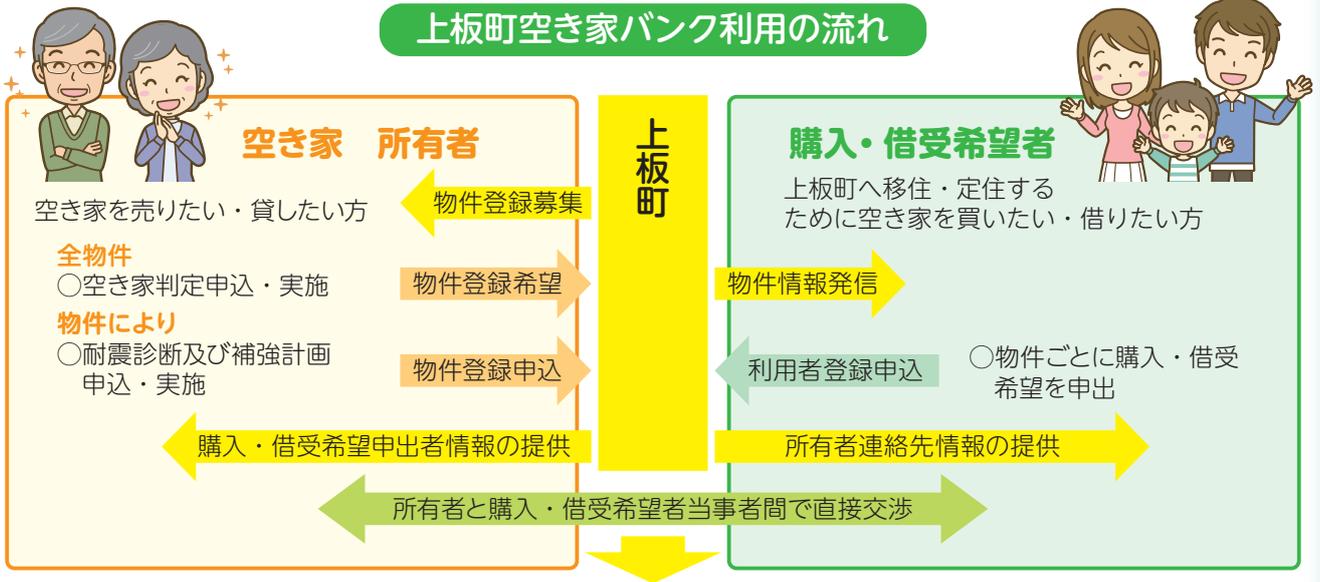
また、平成12年5月31日以前に着工され建築された木造住宅については、原則的に上板町が実施する耐震診断支援事業を活用した耐震診断を受けていただき、その結果により補強計画を立てたうえで、申込みしていただきます。

※空き家判定の費用負担は不要ですが、耐震診断及び補強計画に係る費用は3,000円の負担が必要です。この費用には空き家判定・耐震診断及び補強計画の申込みに係る申請書類等に要する費用は含まれていません。

空き家を買いたい・借りたい方

空き家の取得又は借受を希望される方が制度を利用する場合は、公開されている登録物件の情報を確認していただき、登録物件のなかで取得又は借受を希望する（検討したい）物件があり、物件所有者との交渉を希望される場合に、空き家バンク利用登録申込書及び登録物件取得・借受希望申出書を提出していただきます。

上板町空き家バンク利用の流れ



売買・賃貸契約

※上板町は空き家バンク制度で空き家情報と取得又は借受希望者の情報を相互に提供しますが、あつせん・交渉・契約等を行いません。取引に関する詳細な条件等の交渉及び手続きは、物件所有者等と購入・借受希望者当事者間で行っていただきます。



その他、制度の詳細については上板町のホームページにてご確認ください。上板町役場企画防災課までお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824



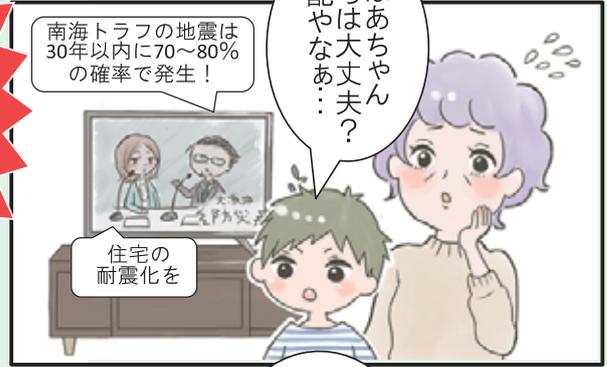
「まったなし！」



住まいの耐震化



それなら
耐震改修
しましょう！



南海トラフの地震は 30年以内に70~80% の確率で発生！

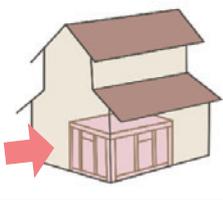
住宅の 耐震化を

本格的な耐震改修

100万円 + **10万円**
+ 上乗せ
(補助率4/5) 火災予防

耐震シェルター

80万円
(補助率4/5)



おうちの状態に 合わせて 各種補助制度を 用意して おります

住まいのスマート化

30万円
(補助率2/3)

ICTや AIを活用！
アプリ連動コンロ
スマートロック
スマホ連動 宅配ボックス

そんな方には 最先端の リフォームも 補助！



CHECK!



僕も安心



受付期間 令和5年4月1日~12月22日

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

1 耐震診断

受付戸数 17戸

要件

- 木造
(在来軸組構法、伝統構法、枠組壁工法等)
- 平成12年5月31日以前に着工
- 3階建て以下
- 住宅
(併用住宅、共同住宅、長屋、借家、空き家を含む)

費用 **3,000円**

2 補強計画

受付戸数 11戸

要件

- 耐震診断で、評点**1.0未満**と判定
- ※耐震診断を受けられた時期が平成25年度以前の場合は、再度、耐震診断から行う必要があります。
- ※耐震シェルター設置や住替え(除却)を予定している方はお申込みできません。

費用

無料

診断結果を元に、改修工事の参考となる補強計画と概算費用を提示します。



3 改修工事

耐震改修支援事業

耐震改修

最大**100万円**

(補助率4/5)

感震ブレーカー

+ **10万円**

受付戸数 7戸

要件

- 耐震診断で、評点**1.0未満**と判定
(必須事項)
- 改修後の評点を**1.0以上**とする工事
- 高さ1.5m以上の家具の固定
- 分電盤タイプの感震ブレーカーの設置
※コンセントタイプや簡易タイプは含まれません

耐震シェルター設置支援事業

最大**80万円**

耐震ベッドの場合は40万円
(補助率4/5)

受付戸数 各1戸

要件

- 耐震診断で、評点**1.0未満**と判定
- 現在**居住**している住宅
(必須事項)
- 耐震**シェルター**又は耐震**ベッド**の設置
- 高さ1.5m以上の家具の固定

住まいのスマート化支援事業

最大**30万円**

(補助率2/3)

+ **耐震改修**

= 最大**140万円**

+ **シェルター**

= 最大**110万円**

受付戸数 6戸

要件

- 耐震改修支援事業又は耐震シェルター設置支援事業と**併せて**おこなう
- ICTやAIを活用した設備を設置する
〈例〉・スマートロックの設置
・遠隔確認機能付き宅配ボックスの設置 等
- (対象にできる工事)
- 省エネルギー化工事
- バリアフリー化工事 等

住替え支援事業

最大**30万円**

(補助率2/5)

受付戸数 1戸

要件

- 耐震診断で、評点**0.7未満**と判定
- 昭和**56年5月31日以前**に着工
- 現在**居住**している住宅
(必須事項)
- 住宅のすべてを**除却**
- 解体業者が**施工**

※交付した補助金は一時所得として課税の対象となる場合があります。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

感震ブレーカー設置費用補助制度

地震発生による住宅火災を防ぐため、お住まいに感震ブレーカーを設置する世帯を対象に、その費用の一部に対し補助金の交付を行います。

1 補助対象者

・上板町に住所を有する方で、町税等を滞納していない方

2 補助金額

最大2万円で、感震ブレーカーの購入費及び設置に要する費用の合計額の1/2
※補助金は一時所得として課税の対象となる場合があります。

3 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付します。

4 申し込み手順

- ① **申請** 補助金交付申請書、感震ブレーカーの工事見積書を企画防災課に提出してください。
- ② **交付決定** 提出された書類を審査し、交付対象者に後日交付決定通知書にて案内します
- ③ **購入・設置** 交付決定通知を受け取った後に、感震ブレーカーの購入及び設置
- ④ **完了報告** 設置前後写真、領収書を用意し、完了報告を行ってください
※既に購入・設置されている場合は対象とはなりません
※過去にこの制度による補助を受けたことがある申請者及び住宅は対象なりません

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

危険ブロック塀等安全対策費用補助制度

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊などによる災害を未然に防止するため、上板町内にある転倒・倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去・建替え（撤去・新設）を行う方に対して、補助金の交付を行います。

1 対象工事

- ・町内業者が施工し、令和6年2月末までに完了できる工事
- ・避難経路等に面した危険なブロック塀として、安全対策が必要と判断されたもの等
- ※詳しくは企画防災課までお問い合わせください。

2 補助金額

撤去のみ……………最大6万6千円
建替（撤去・新設）……最大33万3千円
※撤去・建替に要する費用の2/3を補助
※交付した補助金は一時所得となる場合があります。

3 申請期間

令和5年4月1日～令和5年12月22日
※予算の範囲内で先着順に受付しますので、申込み状況によっては補助を受けることができない場合があります。

4 申し込み手順

- ①申込をお考えの方は、事前に企画防災課へご相談下さい。
- ②企画防災課窓口にて備え付けの申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて企画防災課に提出してください。
※上板町のホームページからも申請様式をダウンロードできます。
- ③提出された書類を確認及び審査後に交付対象者に、後日決定通知書にてご案内をします。工事は、交付決定通知書が届いてから契約・着手してください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

上板町定住促進「住宅取得応援助成金」制度の対象期間が延長されました!!

1 制度の概要

対象期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日の間に居住を開始	令和5年4月1日～令和10年3月31日の間に居住を開始
助成額	対象となる住宅分とそれに係る用地分の固定資産税に相当する額（土地分含む）	対象となる住宅分の固定資産税に相当する額（土地分含まない）

2 交付対象者

上記期間中に上板町の戸建て住宅（新築又は中古住宅）に居住を開始された方。
※対象物件の所有権を有していない場合であっても交付対象者になり得ます。（例、親名義の住宅に子が居住を開始等）

3 交付申請

交付対象者は、対象となる物件の固定資産税を納付後、当該年度の7月1日から3月15日までに、申請書に必要書類を添えて提出する必要があります。
※どちらも最大5年間助成を受けることができます。（5年間助成を受けられる方は初回申請以降も毎年申請が必要です。）

4 必要書類

- (1) 対象物件に居住する世帯全員が記載された住民票(続柄記載)の写し。
 - (2) 対象物件に係る固定資産税の課税明細書及び納税通知書並びに領収証書の写し。
 - (3) 対象物件の登記事項証明書又は所有権の確認が可能な登記完了証等の写し。
 - (4) 助成金の振込を希望する預金通帳の写し。
 - (5) 対象物件の所在が確認できる付近の見取り図。
 - (6) その他町長が必要と認める資料。
- (3)～(6)の書類については、2回目以降の申請時には省略することができます。ただし、前回申請時から対象物件の所有権が移転された場合は、変更後の(3)を助成金の振込を希望する口座を変更する場合は、変更後の(4)の書類を提出する必要があります。

※この他にも助成金の制度について要件や注意事項があります。詳しくは、上板町ホームページの該当記事にて交付要綱をご確認いただくか、企画防災課までお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

住宅リフォーム補助事業制度を利用しませんか？

- 対象工事**
- ・上板町内の業者が施工し、令和6年2月末までに完了できる工事
 - ・補助対象工事費が20万円以上（税抜）の工事
 - ・自らが所有又は居住している住宅のリフォーム工事（集合住宅、併用住宅は専用部分のみ）
- ※購入が主なものや、リフォームでない場合は対象になりません。
※申請時点で契約又は工事に着手・完了している場合は対象となりません。



補助金額 補助対象工事費（税抜）の30%で、最高20万円 ※補助金は一時所得として課税対象となる場合があります。

- 申込資格**
- ・上板町に住民登録をしている方で、上板町内に引き続き1年以上居住している方。
 - ・今回の工事について、過去に上板町の他の補助制度を受けていない、又は受けようとしていない方。
 - ・町税等を滞納していない方。

※過去にこの補助制度による補助を受けた方、補助によるリフォームを行った物件は対象となりません

募集件数 ・予算範囲内（概ね40件） **応募者多数の場合は抽選になります。**

- 申込手順**
- ①企画防災課の窓口に備え付けの上板町住宅リフォーム補助金交付申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて企画防災課に提出してください。
尚、上板町のホームページからも様式等をダウンロード可能ですのでご利用ください。
受付期間：令和5年4月10日(月)から5月12日(金)まで
 - ②5月12日までに提出された書類を詳細確認及び審査後に交付対象者が決定され、その結果を後日通知にてご案内致します。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

徳島バス定期券購入費補助制度をご利用ください

上板町民の皆様の経済的負担の軽減と徳島バス利用促進のため、徳島バス定期券購入者に対して、補助金の交付を行います。



1 補助対象者

町内に住所を有する方で、町税等を滞納しておらず、町内のバス停留所を利用し、令和5年4月1日～令和6年3月31日までの間に1ヶ月以上の徳島バス定期券を購入した方。

2 補助金額

徳島バス定期券購入費の1/2の金額（100円未満の端数は切り捨て）。

3 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付。

4 申し込み手順

- ①徳島バスから路線バスの定期券をお買い求めください。その時、領収書もあわせてお受け取りください。
- ②企画防災課窓口に備え付けの生活交通バス定期券購入費補助金交付申請書に必要事項を記入の上、定期券と領収書の写しを添付して企画防災課に提出してください。
なお、上板町のホームページからも申請様式をダウンロードできますのでご利用ください。
- ③提出された書類を確認及び審査後に交付対象者に、後日決定通知書にてご案内をします。但し、申込は先着順になりますので、あらかじめご了承ください。

※補助申請をお考えの方は、企画防災課までご連絡ください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業について

上板町では、高齢者の日常生活における利便性の向上及び社会生活圏の拡大を図ることを目的として、高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業を実施しております。
対象者は75歳以上の方となっております。（運転免許証を返納された方は65歳以上から対象です。）



○助成券を以下から自由に選択できます。

- ①バス料金助成券のみ
- ②タクシー料金助成券のみ
- ③バスとタクシー料金助成券

※バス料金助成券は徳島バス、タクシー料金助成券は松島タクシーでのみ利用可能です。
※助成券のお渡しは1年（4月1日から翌年3月31日）に1回です。
※助成券の再発行や、種類の変更はできません。
※申請の際は、本人確認書類（健康保険証等）を持参してください。
代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類を持参してください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

上板町結婚新生活支援事業

上板町で新婚生活を送られる世帯を応援するために、生活にかかる居住費、引越し費用、リフォーム費用等を補助します！

最大60万円補助します！
(29歳以下の場合)

(※30歳～39歳以下は最大30万円)
予算内で補助します。

※補助金は一時所得として課税対象になることがあります。

住宅購入費 (新築・中古)

リフォーム費 (業者が行うもの)

家賃・敷金・礼金・共益費 (駐車場代は対象外)

引越し費用 (引越し業者が行うもの)

対象者

- 令和5年度中に結婚した新婚世帯
(R5.4.1～R6.3.31までに婚姻届けを提出した世帯)
- 婚姻時夫婦共に39歳以下
- 世帯所得500万円未満(世帯合算)
- 町税等の滞納が無い
- 5年以上継続して上板町内で居住する意思がある

申請時に用意いただくもの

- 婚姻がわかるもの(受理証明書、戸籍全部事項証明等)
- 住民票(写し)
- 所得がわかるもの(納税通知書、所得証明書等)
- 住宅の売買契約書、領収書
- 賃貸借契約書、領収書
- 引越し費用に係る契約書、領収書
- リフォームに係る契約書、領収書

等



※令和4年度に交付を受けた方で、補助上限額に達しなかった場合は、令和5年度に補助上限額からすでに交付を受けた金額を差引いた金額を申請することができます。

※申請される場合は必ず事前にお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

あなたの結婚を応援します！



近年の晩婚化・未婚化・少子化を踏まえ積極的な結婚活動を促進するため、とくしまマリッジサポートセンターが運営する「マッチングシステム」の会員登録料を補助します。

■対象経費

マリッサとくしまマッチング会員登録料の1/2
登録料10,000円(2年間有効)

■対象者

上板町に現住所がある18歳以上の独身の方

■申し込み手順

マッチング会員登録後、補助申請書と登録料支払い証明書(領収書または振込明細書)を提出してください。

※詳しくは下記までお問い合わせください。

● 補助制度に関するお問い合わせ ●

上板町役場 企画防災課
☎088-694-6824

● マッチングシステムに関するお問い合わせ ●

とくしまマリッジサポートセンター
☎088-656-1002(水曜・木曜休み)

災害時協力井戸登録の募集

災害時に水道水の供給が停止したときなどに生活用水を確保するため、周辺住民の皆さまに井戸水をご提供いただける災害時協力井戸の登録を募集しています。

災害時協力井戸として登録していただく井戸は、生活用水として使用できるか確認するための水質検査を行っていただき、その際にかかる検査費用について町が補助いたします。

■登録の要件

- 1 町内に所在するものであること。
- 2 現在井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用するものであること。
- 3 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- 4 井戸水をくみ上げるためのポンプ、つるべ等があること。
- 5 井戸枠等が設置されており、安全に使用できること。
- 6 町民に広く周知を図るため、井戸の所在地等を公表することについて、同意が得られること。
- 7 登録に伴い井戸水の水質検査を実施すること。

■事前相談

災害時協力井戸の登録を検討される場合は、必ず事前に企画防災課までご相談ください。

■登録及び補助申請の流れ

- 1 災害時協力井戸登録申出書を提出
- 2 登録の決定・災害時協力井戸標識を交付
- 3 水質検査を受けるにあたり、補助金交付申請書を提出
- 4 交付決定後、水質検査を実施
- 5 検査終了後、実績報告書を提出

■補助金額

水質検査に要した費用の全部
ただし、11,000円を上限として、1,000円未満の端数は切り捨て

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

自主防災組織活動助成事業

上板町では、地域防災力の向上及び自主防災組織の活動活性化を図るため、防災活動を実施した自主防災組織に対して助成金を交付します。

●助成対象

上板町内で結成されている自主防災組織が実施する訓練や研修等の防災活動

●助成額

参加世帯数	助成額
10世帯以下	5,000円+ (参加世帯数×1,000円)
11～30世帯	10,000円+ (参加世帯数×1,000円)
31～50世帯	15,000円+ (参加世帯数×1,000円)
51～60世帯	20,000円+ (参加世帯数×1,000円)
61世帯以上	25,000円+ (参加世帯数×1,000円)

※助成金交付は1年度につき1回のみ
(予算の範囲内での交付)

●申請の手順

① 交付申請書の提出

助成金の申請をされる自主防災組織は、防災活動の実施日までに活動助成金交付申請書を提出してください。

交付対象として認められた場合、企画防災課より代表者宛てに交付決定通知書を送付します。

② 活動完了実績報告書の提出

防災活動の終了後、活動時の写真を添付して、活動完了実績報告書を提出してください。

内容が適当であると認められた場合、企画防災課より代表者宛てに交付確定通知書を送付します。

③ 請求書の提出

交付確定通知書を受け取ったら、活動助成金請求書を提出してください。

企画防災課より代表者宛てに支払い通知を送付し、指定された口座に助成金を振り込みます。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

防災士の資格取得に対する補助制度について

上板町では、地域防災力の向上のために活動し、町の防災事業に貢献していただける防災士を養成するため、防災士の資格取得に対して補助金を交付します。

●防災士とは

「自助」「共助」「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災および地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた方です。

●補助対象者

- ①上板町に住所を有する方
- ②防災士機構が認証した研修機関が実施する講座を受講し、防災士の資格を取得した方
- ③防災士の資格を取得後、上板町防災士会に入会し、地域の防災リーダーとして活動していただける方

●補助対象経費

- ①防災士機構が認証した研修機関による講座の受講に係る費用
 - ②防災士資格取得試験受験料
 - ③防災士認証登録料
- ※経費の事務手数料(振込手数料・書類の郵送料等)は補助の対象外とします

●補助金額

補助対象経費の合計金額

●申請方法

申請をされる方は、資格取得後に次の書類を上板町役場企画防災課へ提出してください。

1. 上板町防災士資格取得補助金交付申請書
2. 防災士証の写し
3. 対象経費の支払いを証明できるもの(領収書、振込明細書の写しなど)

注意事項

- ・防災士機構が認証した研修機関による講座を受講する必要がありますので、今年度の研修についての受講を希望される方は、企画防災課までご連絡ください。
- ・各経費の支払時に必ず領収書等を受け取ってください。
- ・すでに資格を取得されている方は、取得から1年以内に申請してください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

合併処理浄化槽の普及促進に向け、支援を強化しています。

合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽や汲取り槽は、トイレの排水対策として有効ですが、台所、浴室、洗面所等の排水を浄化することはできません。

合併処理浄化槽は、下水道のような大規模生活排水処理施設と比べ、短期間で設置でき処理能力も有しているため、河川や水路の水質保全をはじめ、快適な生活環境を実現するための有効手段です。

町では、農業集落排水事業区域を除き、合併処理浄化槽への転換を推進しています。

なお、浄化槽法の改正により、平成13年4月からは浄化槽設置の際には、原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることとなっています。

合併処理浄化槽設置補助

町では、生活排水対策として、新たに合併処理浄化槽を設置した方（新設）、及び単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽へ切り替えられる方（転換）に対して、補助金を交付しています。

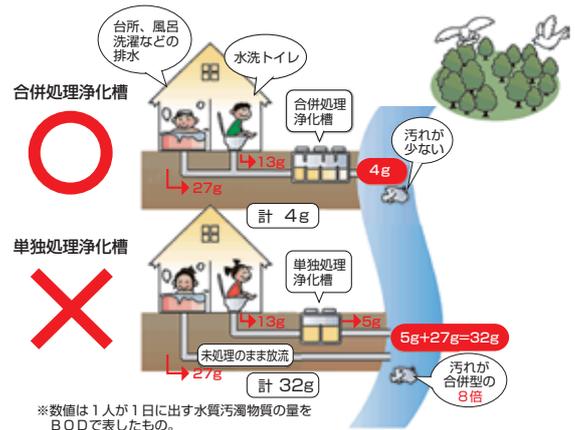
なお、単独処理浄化槽及び汲取り槽を全撤去した場合、右記のとおり撤去費用についても補助を実施しています。

本町の「汚水処理人口普及率」の向上を図るためにも、補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換を進めましょう。

◎受付期間：令和5年4月1日～令和5年11月30日

なお、補助予定基数に達した場合は、受付期間の終了日以前でも受付を締め切る場合があります。また、受付期間終了時に補助予定基数に達していない場合、工事完了予定日を考慮した上で受付する場合があります。詳細については、上板町役場 環境保全課（☎088-694-6813）までお問い合わせください。

●お問い合わせ● 上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813



●合併処理浄化槽設置補助

人 槽	新設(補助限度額)	転換(補助限度額)
5人槽	169,000円	332,000円
7人槽	207,000円	414,000円
10人槽	276,000円	548,000円

●撤去費補助

区 分	補助限度額
単独槽撤去	120,000円
汲取り槽撤去	120,000円

上板町スマート農業推進事業のご案内

上板町は、農作業の効率化と生産性の向上を目的に、先進的生産技術の設備等を導入し、経営発展を図ろうとする認定農業者を支援します。

補助率
1経営体当たり 対象経費の10分の3以内、上限100万円
※複数の設備等を取得しても交付は1回限りとします。

1. 事業の内容

対象となる設備の例	内 容
農林水産省スマート農業技術カタログに掲載されている機械の導入	農林水産省の「スマート農業技術カタログ」に掲載されている機械は、原則として「スマート農業導入補助」の対象となります。 ※畜産に関係する設備等も含む
ガイダンス・自動操舵補助システム	作付け品目によっては非常に精密な圃場作業が必要となる場合があり、圃場内での経路誘導や自動運転により効率と精度の向上を目的とする設備
経営管理システム(営農・生産管理)	ICTを活用した営農アシストシステム ・圃場、品目ごとの栽培計画、作業記録、収量、出荷などの情報管理
自走草刈機	リモコン式自走草刈機
ドローン	病害虫防除、施肥用 ※オペレータ講習会の受講費用含む

※対象になる機械等のイメージが掴みにくい場合は、農林水産省のスマート農業技術カタログを参考にしてください。

2. 補助の対象者

上板町内に住所または本社を有する認定農業者（個人・法人）

- ①経営主が60歳以上の場合は、農業に専従する後継者が確保（予定を除く）されているものとする。
- ②認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画を上板町が認定した者

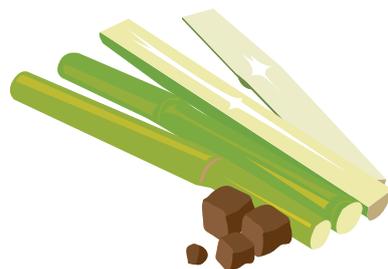
3. 募集・申請期間

令和5年4月10日～令和5年10月25日
町の補助金には限りがあるため、事前にお問い合わせください。
申請に必要な書類は窓口にて説明、お渡しをします。

●お問い合わせ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806

上板町サトウキビ生産力向上事業について

上板町の特産物であるサトウキビ栽培する農業者に対し支援を行い、サトウキビの生産力の維持・強化を図ります。



1. 交付対象者

上板町内に住所又は事務所の所在地をおく農家または法人のうち、上板町の圃場でサトウキビを栽培し出荷、又は自家利用している者。

2. 補助金の種類

令和5年産のサトウキビの作付けに対して 10,000円/10アール

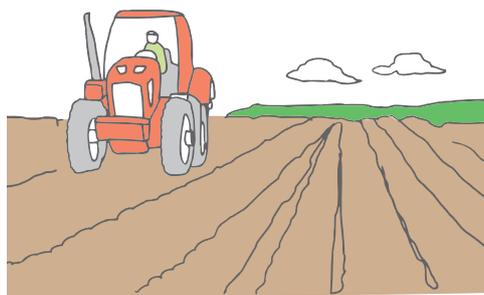
3. 補助金交付要件等

- ①補助金の交付を受けようとする者は、サトウキビ栽培農地の場所等（栽培農地一覧）の写しを添えて補助金交付申請が必要です。
- ②対象となる栽培農地は、原則として所有権又は利用権等の権利を有している農地とするため、申請時点で権利設定のない自家所有以外の農地については、所有権又は利用権等の権利を有するよう努めてください。
- ③サトウキビを出荷・販売、又は自家利用した後は、販売先への出荷が確認できる納品証明書又は自家利用が確認できる写真を実績報告書に添えて報告をしてください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806

上板町藍生産力向上事業について

上板町の特産物である藍の栽培面積の維持・増加及び新規に藍栽培を開始する農業者に対し支援を行い、藍生産力の維持・強化を図ります。



1. 交付対象者

上板町内に住所又は事務所の所在地をおく農家または法人のうち、既存の藍作付面積の維持或いは増加に寄与し、原則として町内のすくも生産農家に藍葉として出荷した者、又は自家使用のために栽培している者。

2. 補助金の種類

令和5年産の藍の作付けに対して 10,000円/10アール

3. 補助金交付要件等

- ①補助金の交付を受けようとする者は、すくも栽培農地の場所等（栽培農地一覧）の写しを添えて補助金交付申請が必要です。
- ②対象となる栽培農地は、原則として所有権又は利用権等の権利を有している農地とするため、申請時点で権利設定のない自家所有以外の農地については、所有権又は利用権等の権利を有するよう努めてください。
- ③藍葉を出荷・販売、又は自家利用した後は、生産農家への出荷が確認できる納品証明書又は自家利用が確認できる写真を実績報告書に添えて報告をしてください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806

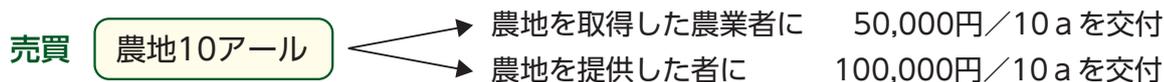
上板町単独農地集積促進事業について

農用地の有効利用及び優良農地確保のため、今後地域の中心となる農業者（認定農業者・認定新規就農者等）への農地の集積を支援します。

事業の種類

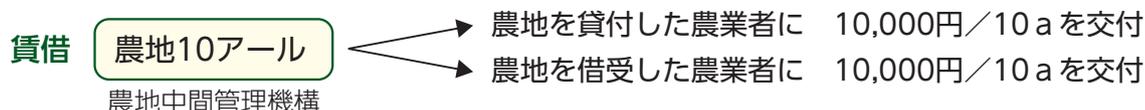
① 農地取得型（農地を売買により取得）

「上板町 人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者、又は認定新規就農者等が売買により農地を取得した場合、「取得した者」に10アール当たり5万円の交付と「提供した者」に10アール当たり10万円を交付します。



② 農地利用増進型（農地を3年間の賃借権設定）

「上板町 人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者、又は認定新規就農者等が農地中間管理機構を通して農地を3年間 新規に賃借した場合、「農地の貸付者」と「借受者」に10アール当たり1万円を交付します。

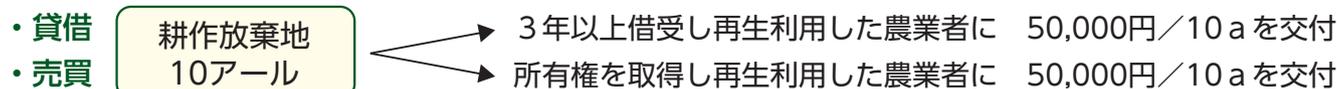


上板町耕作放棄地再生事業について

耕作放棄地を借受、又は売買等により取得し再生利用に取り組む農業者を支援します。

耕作放棄地再生利用

農地（耕作放棄地）を新規に借受け、又は売買等により農地を取得し再生利用に取り組む場合 10アール当たり5万円を交付します。



※対象農地は、町が毎年行う荒廃農地発生・解消状況調査等において耕作放棄地と判断された農地。

● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806

有害鳥獣被害防止対策設備購入補助金について

有害鳥獣による農業被害を防止するため、有害鳥獣被害防止対策設備を購入した方に対して、その経費の一部を、予算の範囲内において補助金を交付します。

【補助金の交付対象者】

上板町在住者で、有害鳥獣被害を受けるおそれのある農地を所有又は農業を営んでいる方。（町税等の滞納がない方）

【補助対象経費及び補助金額】

有害鳥獣侵入防護柵等資材購入費用です。※附属品のみは、補助対象外です。

補助金額：資材購入費用の2分の1
 （個人限度額200,000円・団体限度額500,000円）
 ※限度額内であれば、年度内複数回申請可能。

【補助金申請】

- 有害鳥獣被害防止対策設備購入補助金交付申請書 兼請求書
 - 資材購入費用の領収書(写し)
 - 位置図及び完成写真 など
- ※様式は、上板町役場 産業課に備え付けています。



● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806

思いやり収集のご案内



高齢者の方や障がいをお持ちの方でごみ出しが困難な方へ

思いやり収集は、高齢者等ごみ出し支援事業として、家庭ごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象にご自宅まで家庭ごみの収集にお伺いし、希望者にはごみが出ていない場合にお声をお掛けして、安否確認を行うサービスです。

1. ご利用できる世帯

町内に親族が不在である。又は近隣在住者等の協力を得ることができない等、自力でごみ等を排出することが困難である次のいずれかに該当する方。

- (1) 80歳以上のみの世帯
 - (2) 65歳以上で要介護2以上の認定を受けている方
 - (3) 身体障害者手帳の1級もしくは2級の交付を受けている方
 - (4) 療育手帳のA1もしくはA2の交付を受けている方
- 注：対象要件を満たしていても、自分（家族）で買い物に行っているなど、ごみ出しができると判断される場合には、利用対象外となります。

2. ごみの収集について

- (1) 収集するごみは、①可燃ごみ、②圧縮ごみ、③破碎ごみ、④資源ごみ になります。
- (2) ごみ収集場所は、原則として利用者宅の玄関先や門扉先とします。
- (3) ごみ収集日時は、後日連絡致します。

3. お申込み等

1. 申請書（環境保全課 窓口にあります。）に必要な事項を記載し、環境保全課へ提出して下さい。
- ※申請書の提出は、代理申請でも受付します。

● お問い合わせ ● 上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

大型ごみの「ふれあい回収」について

上板町では、環境保全・地域福祉施策として大型ごみの「ふれあい回収」を実施しています。

■「ふれあい回収」とは

現在、高齢化社会への移行と住宅事情の変化や核家族化の進行に伴い、高齢者や障害者で、大型ごみを決められた場所まで持ち出すことが困難な方々が増えてきています。

上板町では、大型ごみの回収は原則として「リサイクルセンター」で決められた日時に行っていますが、自らが上記場所まで大型ごみを持ち出すことが出来ない方々を対象に、大型ごみを排出者宅前まで直接回収しに行くサービスを実施します。

■対象品目

下記の6品目を除く家庭で不要となった大型ごみ
テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・パソコン

※個別の品目については、家庭ごみ分別マニュアルを参照してください。

■対象世帯

次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難である者

- ①70歳以上のみの世帯
- ②心身に障害のある方が同居している世帯
(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定区分4・5が対象となります。)

■申し込み方法

- ①申込書に必要な事項を記入し、役場環境保全課に提出する。
 - ②役場環境保全課窓口で直接申し込む。
 - ③役場環境保全課に電話で申し込む。
- ※申込書は、役場環境保全課窓口に備え付けてあります。



■引取日時

日程調整を行い決定します。

■注意事項

- ①大型ごみ1品について、大型ごみシールが1枚必要です。10枚セット1,000円で環境保全課で販売していますので、事前にお買い求めください。
- ②引き取り時は、必ず在宅してしてください。留守の場合は引き取りできません。
- ③大型ごみは、申込世帯の方で玄関先まで出しておいてください。都合により搬出できない場合は、職員が持ち出す時に立ち会ってください。
- ④引き取りするごみは大型ごみだけとさせていただきます。(家庭ごみ、資源ごみの回収はいたしません。)
- ⑤荒天時は、引き取りの日時を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ⑥対象世帯が、年度内に申込みできる回数は1回までとし、1回の申込みで引取りできる大型ごみの数は20品までとさせていただきます。

※その他不明な点につきましては、

上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813 FAX088-694-5903 お問い合わせください。

生ごみ処理機等でごみの減量化に取り組みませんか

町では、生ごみの減量化及び資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機等の購入に補助金制度を設けておりますのでご活用ください。

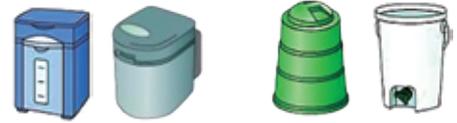
詳細は、町HPをご覧ください。環境保全課へお問い合わせください。

(補助金額)

補助対象経費は処理機等本体の購入価格です。運搬費や設置費等は補助対象外です。

①電気式生ごみ処理機器 (例：乾燥式・バイオ式)
購入価格の2分の1以内の額で、25,000円を限度。

②生ごみ処理容器 (例：コンポスト・EM菌等使用容器)
購入価格の2分の1以内の額で、3,000円を限度。



※補助金の交付は1世帯につき1回限りで、電気式生ごみ処理機器又は生ごみ処理容器のどちらか1台となります。ただし、補助金の交付を受けたときから電気式生ごみ処理機器は6年、生ごみ処理容器は2年を経過したときは、この限りではない。

※先着順に受け付け、補助数に達し次第、締め切りとなります。

● 手続き方法などお問い合わせ先 ● 上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

「上板町敬老祝金支給事業」について

●支給対象者

上板町に住所を有し、次のいずれかに該当する方。

- 1 基準日(当該年9月1日)において、満88歳の者。
- 2 当該年の4月1日から翌年3月31日までに満99歳又は満100歳に到達する者。
- 3 当該年の4月1日から翌年3月31日までに、満101歳以上の者。

●申請手続き

満88歳の方は申請が必要となります。対象となる方には案内通知と申請書を送付いたしますので、申請書に必要事項を記入し、役場健康推進課へ提出してください。

※申請の際は、印鑑・本人確認書類(健康保険証等)・振込先の通帳写し(本人名義のもの)を持参してください。なお、代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類を持参してください。

※当該年度を超えての申請はできません。

●支給金額

満88歳の方	10,000円
満99歳の方	30,000円
満100歳の方	50,000円
満101歳以上の方	10,000円



● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

令和4年度 放課後児童クラブ利用料軽減のお知らせ

次の事由に該当される児童の放課後児童クラブ利用料は、軽減されます。軽減希望の場合は申請書にご記入のうえ、必要書類を揃えて上板町役場民生児童課へ提出してください。

①対象児童

上板町内の放課後児童クラブ利用者で、生活保護世帯の児童または非課税世帯でひとり親家庭の児童(基準は令和3年度町民税)

②対象月

令和4年4月分～令和5年3月分の利用料

③軽減内容

1. 生活保護世帯の児童……………利用料全額
2. 非課税世帯のひとり親家庭の児童……………利用料の1/2(利用料には、おやつ代及び実費徴収分は含まれません。)

④申請方法

対象と思われる保護者は、申請書に記入し次の書類を添付して、直接役場民生児童課へ提出してください。

1. 利用料領収印のある集金袋

2. 申請者(保護者)の通帳の見開き部分の写し(金融機関名、口座番号、カナ氏名のわかる部分)
3. ひとり親世帯で児童扶養手当を受給している場合は証書番号のわかる部分の写し
4. 保護者の方(父、母)が令和3年1月1日現在、上板町に転入されていなかった場合は、令和3年度課税証明書が必要になります。

⑤申請期限

令和4年4月分～令和5年3月分の利用料軽減申請は、令和5年5月31日(※)まで随時受付しています。

※ただし、会計の都合上、出来る限り令和5年4月末までに申請願います。

また、補助金の関係上、令和5年2月利用分までを令和5年3月末までに申請いただけますと幸いです。

● お問い合わせ ● 上板町役場 民生児童課 ☎088-694-6811



保健師からのお知らせです

1 高齢者の肺炎球菌予防接種の費用助成について

肺炎球菌予防接種は、肺炎球菌に起因する肺炎の発症及び重症化を予防するためのものです。接種を希望する方はかかりつけ医療機関へ申し込んでください。 **(※要予約)**

(1) 定期接種対象者

上板町に住民票があり接種を希望する方で、

下記①～②に該当する方のうち、今までに肺炎球菌ワクチン接種を受けたことのない方。

① 令和5年度に下記年齢になる方

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生	85歳	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生
70歳	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生	90歳	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生
75歳	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生	95歳	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生
80歳	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生	100歳	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生

② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

(2) 自己負担額 4,000円 (接種費用から公費負担を除いた金額です。)

※ただし、生活保護世帯の方は町が発行する「高齢者の肺炎球菌予防接種費用免除券」を発行しますので、下記お問い合わせ先までお申し出ください。

(3) 接種可能期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※ 町からの費用助成の対象となるのは、この期間中の1人1回のみです。
今年度助成の対象となる方には4月に個別通知を送付いたします。
この期間に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種(全額自己負担)となりますので、ご注意ください。

2 麻しん風しん混合(麻しん・風しん単独も可)予防接種について

春先から初夏にかけて風しんが流行しやすい時期です。
予防接種により風しんを予防しましょう！

麻しんは麻しんウイルスの空気感染、飛沫感染、接触感染によって起こります。感染力が強く、高熱、せき、鼻汁、眼球結膜の充血、めやに、発疹を主症状とします。主な合併症としては、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。

風しんは風しんウイルスの飛沫感染によって起こります。軽い風邪症状で始まり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。合併症として、血小板減少性紫斑病や脳炎などがあります。

定期接種の該当者は以下の通りです。確実に予防するために2回の予防接種が必要です。通知を受け取ったら早い時期に受けてください。

第1期：1歳児

第2期：小学校入学前1年間の幼児



3 風しんの追加的対策について (風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種)

厚生労働省は、平成30年の風しんの流行を受け、同年12月に、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、風しん抗体検査及び予防接種（風しん第5期定期予防接種）を行うこととしました。この対策の実施期間は平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間を予定しておりましたが、更に3年間延長され、令和7年3月31日まで実施いたします。

実施にあたっては、まず、風しん抗体検査を行い、検査結果が一定の基準を満たさない方が、風しん第5期定期予防接種の対象者となります。

1. 対象者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性
2. 実施回数 風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種それぞれ1回
3. 実施期間 平成31年4月1日から令和7年3月31日まで
4. 実施機関 契約医療機関
※詳しくは厚生労働省のホームページをご覧くださいか、保健相談センターへお問い合わせください。
5. 費用 風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種それぞれ原則無料
6. 実施方法 ①上記の対象者へ風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種のクーポン券を送付する。
②クーポン券を持参し、契約医療機関や健診機関で風しん抗体検査を受ける。
③医療機関又は健診機関から風しん抗体検査結果を受け取る。
④抗体価がHI法にて「8倍未満・8倍」の場合、クーポン券を持参し契約医療機関にて風しん第5期定期予防接種を受ける。
※抗体価がHI法にて「16倍」の場合は「上板町風しん予防接種費助成」の対象になります。

風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種を受ける際は、必ずクーポン券をご持参ください。

4 上板町風しん予防接種費助成について

妊婦さんへの風しんの感染を防ぐことで、生まれてくる赤ちゃんの「先天性風しん症候群」を予防するための対策として、風しん予防接種費用の一部を助成します。

1. 対象者
 - (1) 予防接種を受けた日に上板町に住所を有する方で、風しんの抗体検査において陰性と診断され、かつ、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 妊娠を希望する、又は妊娠する可能性の高い女性
 - イ 昭和37年4月2日から平成2年4月1日までの間に生まれた男性（風しん第5期の対象者を除く）
 - (2) 予防接種を受けた日が、平成25年10月22日以降であること。
2. 助成回数 1回
3. 助成金額

ア 風しん単抗原ワクチン	3,500円
イ 麻しん風しん混合ワクチン	5,000円

 ただし、接種費用がこの金額に満たない場合は実際の接種費用を助成する。
4. 申請時に必要な物 次に掲げる書類の原本もしくはコピーを持参してください。
 - (1) 風しんの抗体検査において陰性と判断された者であることを証明することができる資料
 - (2) 当該予防接種に要した費用に係る領収書
 - (3) 予防接種を受けたことがわかる書類（接種済証等）
 - (4) 費用を振り込む通帳（本人名義のものに限る）
 - (5) 印鑑
 - (6) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

4月 保健行事予定表

I 健康相談・健康教育

月日	時間	場所	内容	担当
4/4	13:30~15:00	保健相談センター	個別健康相談・健康教育	保健師・管理栄養士・理学療法士
5/2	13:30~15:00	保健相談センター	個別健康相談	保健師・管理栄養士

II 乳幼児健康診査

1. 乳児健康診査

月日	受付時間	場所	内容	該当者
4/5	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、身体測定、診察、育児相談、栄養相談	令和4年5月6月11月12月生

2. 股関節脱臼検診・ブックスタート

月日	受付時間	場所	内容	該当者
4/26	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	股関節脱臼検診・ブックスタート	令和4年12月3日~ 令和5年2月26日生

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、日程を変更又は中止させていただく場合があります。その際は、電話や個別通知等でご連絡させていただきます。

● お問い合わせ ● 上板町保健相談センター ☎088-694-3344

令和5年 4・5月分
(4/1~5/10まで)

在 宅 当 番 医

■ 担当時間 ■

平日18:00~22:00
休日 9:00~22:00

市外局番は
(088)です。

4月	1(土)	井 関 クリニック	637-6066	4月	21(金)	増 田 クリニック	693-3020
	2(日)	井 上 医 院	699-8070		22(土)	浦 田 病 院	699-2921
	3(月)	清 水 内 科	692-8900		23(日)	か ま だ 眼 科	678-8585
	4(火)	あ い ず み 皮 膚 科	692-9211		24(月)	小 松 泌 尿 器 科	692-1277
	5(水)	奥 村 医 院	692-2403		25(火)	藍 住 川 島 クリニック	692-0110
	6(木)	山 田 眼 科 藍 住	692-8118		26(水)	こ う の INR クリニック	693-1103
	7(金)	矢 野 医 院	692-4411		27(木)	大 久 保 内 科	692-1220
	8(土)	上板整形外科クリニック	637-6600		28(金)	芳 川 病 院	699-5355
	9(日)	春 藤 内 科 胃 腸 科	699-3777		29(土)	たかた整形外科・せばねクリニック	698-8689
	10(月)	山 根 眼 科	692-8171		30(日)	有 住 内 科 クリニック	698-8655
	11(火)	西 條 内 科 耳 鼻 科	692-8711	5月	1(月)	安 芸 内 科	692-6111
	12(水)	富 本 小 児 科 内 科	692-7228		2(火)	井 上 医 院	699-8070
	13(木)	中 山 産 婦 人 科	692-0333		3(水)	き た じ ま 田 岡 病 院	698-1234
	14(金)	内 科 クリニック・オクムラ	692-4771		4(木)	き た じ ま 田 岡 病 院	698-1234
	15(土)	川 原 眼 科	694-8388		5(金)	き た じ ま 田 岡 病 院	698-1234
	16(日)	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699-2787		6(土)	春 藤 内 科 胃 腸 科	699-3777
	17(月)	きはら耳鼻咽喉科医院	693-0087		7(日)	藤 本 クリニック	698-0303
	18(火)	こやま小児科内科クリニック	637-3211		8(月)	井 上 病 院	672-1185
	19(水)	藍住たまき青空クリニック	678-7727		9(火)	三 愛 内 科	672-0176
	20(木)	杉みね整形クリニック	693-1021		10(水)	福 島 内 科	672-4970

担当時間以外
の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234
稲次病院 692-5757
東徳島医療センター 672-1171

全日対応ですが、要確認
水曜日、土曜日は受診前に要確認
対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

こども
用

とくしまの小児救急医療体制

各医療機関
所在地

※受診される場合は、事前に確認し健康保険証・医療費助成の
受給者証をお持ちのうえご利用ください。



本ページの医療体制は変更されることがあります。
最新の情報は左記QRコードからご確認ください。
<https://anshin.pref.tokushima.jp/med/docs/2012081600367/>

徳島県後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

令和5年度から高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、均等割額軽減世帯の所得判定基準の見直しが行われます。

また、下の計算方法で算出された保険料には、所得の低い方及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方の軽減制度があります。

被保険者の方に納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっています。

被保険者の皆様には、ご負担をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



保険料の軽減（令和5年度）

均等割額の軽減

世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額に応じて、軽減されます。

世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	7割
43万円+「29万円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下 (令和4年度:43万円+「28万5,000円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下)	5割
43万円+「53万5,000円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下 (令和4年度:43万円+「52万円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下)	2割

被保険者の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。ただし、上の7割軽減に該当する場合は、該当する軽減割合が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減 (後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間)	軽減割合 5割
---	------------

保険料のお支払い

令和5年度の保険料が年金から差し引かれる方は、4月分から8月分までの年金については、前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険料をお支払いいただきます。前年の所得確定後、8月に保険料の決定を行い、確定した年間保険料から仮算定分を差し引いた額を10月分以降の年金からお支払いいただきます。また、4月分の年金から差し引かれていない方は、8月に保険料と納付方法を記載した通知をお送りします。詳しくは、お住まいの市町村担当窓口にお問い合わせください。

● お問い合わせ ●

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666
〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1 徳島県後期高齢者医療広域連合 🔍
または上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

～障がいのある方への相談・支援のご案内～

板野郡5町では、障がいのある方が、安心して過ごせるように、様々な相談ができる相談支援事業を行っています。相談支援事業所には専門の相談員がいますので、お気軽にご利用ください。

相談できる人（対象者）

地域で生活している（または生活しようとしている）障がいのある方、その家族の方など。

相談の方法

- 電話
- 訪問（自宅に来てもらう）
- 来所（相談支援事業所に行く）など。
- ※メールやFAXで相談ができることもあります。



相談の内容

生活のこと、障がいに関すること、福祉サービスの利用についてなど。その他、困っていること、悩んでいること。

相談できる場所

板野郡5町で委託している相談支援事業所は右記の8カ所です。

徳島県当事者団体（手をつなぐ育成会・身体障害者連合会）では、ピアカウンセリングを行っています。

愛育会地域生活総合支援センター

☎ 088-699-4143 FAX 088-699-8704
松茂町満穂字満穂開拓50番地5

地域活動支援センター オリーブの木

☎ 088-685-5524 FAX 088-685-5497
鳴門市撫養町大桑島字北の浜53

相談支援事業所 仁栄会

☎ 088-699-5310 FAX 088-699-5425
松茂町広島字楸ノ先23番地1

マザーグースの家

☎ 088-672-3595 FAX 088-672-3877
板野町川端字落合34番地1

あおばの郷

☎ 088-694-5777 FAX 088-694-5779
上板町神宅字西金屋36-1

地域活動支援センター ことし

☎ 088-694-6606 FAX 088-694-6606
上板町佐藤塚東179-1

障がい者生活支援センター 凌雲

☎ 088-693-1117 FAX 088-692-6776
藍住町矢上字安任56-5

徳島県当事者団体

☎ 088-631-2722 FAX 088-631-2719

● お問い合わせ ●

上板町役場 民生児童課 ☎ 088-694-6811

とくしま上板熱中小学校 第13期前期受講生募集中!

もういちど7歳の目で世界を...

熱中小学校は、全国の様々なまちに展開する大人の学び舎です。
上板熱中小学校でも世代を問わず、新しい仲間の応募をお待ちしています。



耕作放棄地の柿畑再生活動



県内外豪華な講師陣による授業



ものづくり班 陶芸体験



熱中連として阿波踊り参加



藍栽培、染作り体験



IT班による勉強会



ピザの石窯製作



各種の藍染体験

- 日 程 令和5年 4/22、6/10、7/15、8/12、9/9 [8/12は熱中連として阿波踊りに参加]
- 場 所 上板町技の館 2階（上板町泉谷原東32-4）
- 授 業 料 5,000円（各種課外活動の材料費別、75分×2コマの授業を4回開催予定）
- 申込窓口 技の館 ☎088-694-7766 / FAX 088-694-7767
Email: ai@wazanoyakata.com



上板熱中ホームページ



上板熱中facebook



技の館ホームページ

技の館では、藍栽培から染づくり、各種の藍染（1時間の体験から、生葉染め、型染、絞り染め、短期研修、長期研修）まで、藍に関わる様々な体験ができます。多くの方のご来館をお待ちしています。お問合せは、上記の窓口まで。

技の館では、毎月、第一日曜日にわらあい市を開催しています。月毎に異なるイベント企画、縁日、野菜販売などが開かれる楽しい地域の賑わいの場になっています。次回は4月2日（日）10:00-15:00に開催いたします。多くの方のご来場をお待ちしています。お問合せは、上記の窓口まで。

上板町子ども家庭総合支援室

上板町役場保健相談センターに「上板町子ども家庭総合支援室」を開設しております。
支援室では、お子さんや子育てに関するご相談に対応します。大人の方だけでなく、お子さんからのご相談も受け付けています。また、ご相談内容により、関係機関との連携・連絡調整や機関の紹介等を行います。
子ども家庭支援員がお話をうかがいます。お気軽にご相談ください。

- 対象** 上板町にお住まいの、0歳から18歳までのお子さんやそのご家庭（保護者等）及び妊産婦等
- 場所** 上板町保健相談センター（上板町役場西側）
- 開設時間** 月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く） 午前8時30分から午後5時
- 相談方法** ○来所相談… ゆっくりと相談されたい場合は、事前にお電話（088-694-6811）でご予約をお願いします。
○電話相談… 088-694-6811（民生児童課に繋がります。支援室に用事がある旨をお伝えください。）

相談内容の例

- ・子どもが言うことを聞かず困っている。
- ・近所の家から怒鳴り声や子どもの泣く声が頻りに聞こえてきて心配だ。
- ・家族から暴言・暴力を受けている。
- ・お父さんやお母さんの喧嘩を見るのが辛い。



など、支援員が、お子さん自身やお子さんに関わる方の悩みや不安な事の解消に向けてお手伝いします。

連携機関

- 要保護児童対策地域協議会
- 庁内の関係部署
- 子育て世代包括支援センター
- 上板町・子ども若者相談支援センター『あい』
- 中央こども女性相談センター
- その他、連携が必要と思われる機関

● お問い合わせ ● 上板町役場 民生児童課 ☎088-694-6811

ひとり悩まず『あい』に相談してみませんか

上板町子ども・若者相談支援センター『あい』は、さまざまな悩みをお持ちの子ども・若者（概ね39歳まで）とその保護者の方などがご相談いただける場所です。

どんな悩みもじっくりお聞きし、一緒に解決方法を探します。
ひとりで（家庭内で）抱え込まずに、まずはご相談ください。



『あい』のご利用案内

- ★場所 上板町ふれあいセンター2階
上板町役場より西へ300メートル 上板町商工会西隣
- ★受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(土日祝休み)
※平日の利用が難しい方には
毎月第4土曜日19:00～21:00(要予約)
で相談を受け付けております。
- ★電話番号 ☎088-637-6006
- ★相談は無料です。秘密は厳守します。
匿名でも大丈夫ですので、どうぞお気軽にご相談ください。

人権相談

上板町では法務大臣より委嘱をうけた人権擁護委員が、特設相談所を設け、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。令和5年4月は次のとおり予定しています。

■開催場所 上板町中央公民館(役場2階) 第1会議室

■開催日時 令和5年4月20日(木)

午後1時30分～午後4時

また、徳島県立人権教育啓発推進センター及び徳島県方法務局常設相談所で、インターネットでの書き込みや新型コロナウイルス感染症に関する事など、様々な相談を受け付けております。

○人権教育啓発推進センター

徳島県男女参画・人権課分室

☎088166413701

徳島市東沖洲2-14

沖洲マリンターミナルビル内 あいぽーと徳島

○徳島県方法務局常設相談所

徳島県方法務局人権擁護課

徳島市徳島町城内6番地6 徳島合同庁舎6階

相談時間 平日 午前8時30分から午後5時15分

電話による相談

●みんなの人権110番

全国共通ダイヤル 0570-0003-110

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

●子どもの人権110番

全国共通フリーダイヤル 0120-0007-110

●女性の人権ホットライン

全国共通ダイヤル 0570-0070-810

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

● お問い合わせ ● 上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

令和5年度

老人福祉センター講座・介護予防教室・健康づくり事業のご案内

上板町社会福祉協議会では、高齢者の方々が、健康の保持増進を推進し、趣味を生かした介護予防を目的とした下記講座・教室を開催いたします。ぜひ皆さん、お友達を誘ってご参加下さい。

《上板町老人福祉センター講座》

福祉センター講座	定員	受講日	時間	場所	開講日
短歌講座	20名	月1回 第3火曜日	10:00~11:30	老人福祉センター	5月16日(火)
俳句講座	20名	月2回 第2・4火曜日	13:30~15:30	老人福祉センター	5月9日(火)
書道講座	15名	月2回 第1・3火曜日	13:30~15:00	老人福祉センター	5月2日(火)
陶芸教室	20名	月2回 第1・3金曜日	9:30~12:00	老人福祉センター	5月12日 (第2金)
健康運動	30名	月2回 第1・3木曜日	13:30~14:30	老人福祉センター	5月11日 (第2木)
健康けん玉教室	15名	月1回 第1木曜日	10:00~11:30	老人福祉センター	5月11日 (第2木)

受講料は無料ですが、実習材料費は個人の負担(実費)となります。

《介護予防事業》

受講対象者…65歳以上で介護予防教室への参加を希望される方に栄養、歯科、運動の項目について、現在の生活状況がわかるアンケートを実施して頂きます。その結果、多くの項目に該当し、生活機能の維持改善のため、見直しが必要とみなされた方が対象となります。(申込締切:4月末)

	定員	受講日	時間	場所	開講日
介護予防教室	15名	7月~9月 (3か月間) 毎週火曜日	栄養教室 9:30~10:10 歯科教室 10:20~11:00 運動教室 11:10~11:50	老人福祉センター	7月4日(火)

《健康づくり事業》

講座名	定員	受講日	時間	場所	開講日
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第1月曜日	10:00~11:00	東老人集会所	5月1日(月)
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第2金曜日	10:00~11:00	西老人集会所	5月12日(金)
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第3金曜日	10:00~11:00	西分老人集会所	5月19日(金)
みんなでからだ元気!	30名	月1回 第4金曜日	10:00~11:00	南老人集会所	5月26日(金)
太極拳	20名	月1回 第2木曜日	10:00~11:30	西分老人集会所	5月11日(木)
太極拳	20名	月1回 第4木曜日	10:00~11:30	南老人集会所	5月25日(木)
いきいき百歳体操	20名	月1回 第2月曜日	10:00~11:00	西分老人集会所	4月10日(月)

※受講資格、上板町内在住で、老人クラブ会員及び一般の方々。

● お申し込み・お問い合わせ ● 上板町社会福祉協議会事務局 ☎088-694-6155

令和5年度 中央公民館各種講座案内



上板町中央公民館では、次の講座を開講します。
豊かで生きがいのある人生を送るため、あなたも受講してみませんか？



No.	講座名	定員	学習日と場所	講師名	対象
1	英会話（初心者対象）	15	毎週月曜：月4回 19：00～第2会議室	中学校英語指導助手 フロスト ダニエル	成人
2	英会話（中級程度）	15	毎週月曜：月4回 20：10～第2会議室		
3	中国語	20	毎週火曜：月4回 19：30～第2会議室	近藤 珠梨	成人
4	日本舞踊	20	第2・4水曜：月2回 19：30～第3会議室	西條 澄子	成人
5	書道	15	第1・3水曜：月2回 19：30～第1会議室	永井 厚子	高校生以上
6	詩吟	15	第2・4金曜：月2回 19：30～第1会議室	原田 重利	成人
7	詩吟	15	第1・3木曜：月2回 19：30～第1会議室	西條 陽一	成人
8	三味線	15	第1・3木曜：月2回 10：00～試食室	杵家 弥津穂	成人
9	日本舞踊・阿波踊り	20	第1・3土曜：月2回 13：30～第3会議室	平野 シマコ	3歳～成人
10	民謡	10	第1・3水曜：月2回 13：30～試食室	梅若 啄志穂	成人

○合同開講式および初回開講日の日程は申込者に個別文書にてお伝えいたします。

申込方法

上板町中央公民館事務局(教育委員会内)に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください（郵送可）。

申込書は、上板町ホームページからもダウンロードすることができます。

電話や指定申込書以外の受付は行っていません。

窓口受付時間

平日の午前8時30分～午後5時

受講料

無料です。ただし、実習材料費等は個人負担(実費)でお願いします。

受講資格

上板町内在住・在勤、積極的な学習意欲のある人で、各講座の対象となる人。

注意事項

前年度受講者も申し込みできますが、初心者の方を優先いたします。定員に達し次第受付を終了します。また、申込人数が5名以下の場合、開講できない場合がございます。予めご了承ください。

● お問い合わせ ● 上板町教育委員会 ☎088-694-6814

令和5年度 狂犬病予防注射日程表



飼い犬は法律により、生涯に1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。

本年度も次の日程のとおり実施しますので、都合のいい場所で受けてください。

当日は、混み合う事が予想されますので、新しく飼い始めた方は、前もって登録していただき、円滑に注射ができますようご協力ください。この日程で都合の悪い方は、動物病院で受けてください。

※令和2年度より注射料金が3,300円に変更となっております。

※登録は、(公社)徳島県獣医師会に加入の動物病院でもできます。

※狂犬病予防注射を、(公社)徳島県獣医師会に加入していない動物病院等で受けた場合は、役場窓口で注射済票の交付手続き(550円)が、別途必要となりますのでご注意ください。

●登録犬が死亡したときは、必ず役場環境保全課まで死亡届を提出してください。

●町内での住所・飼い主の変更又は町外からの転入のあった場合は役場環境保全課まで、他市町村へ転出された場合には、新たな所在地の役場等へ変更届を出してください。

※お釣りが出ないように狂犬病予防注射費用をご用意ください。

登録済犬

狂犬病予防注射 3,300円 計 3,300円

新規登録

登録 3,000円
狂犬病予防注射 3,300円 計 6,300円

- 当日は、担当獣医師の指示に従い、注射を受けてください。
- 時間・場所を確認の上、犬をお連れください。
- トラブルの原因になりますので、首輪が抜けないようにしっかりとしめてください。



月日	時間	場所	月日	時間	場所
5月8日 月曜日	9:30~9:50	古町水土里ゾーン前	5月9日 火曜日	9:30~9:50	十二神社前
	10:00~10:30	烏羽神社		10:00~10:20	佐藤塚集会所前
	10:40~11:00	高志地区消防コミュニティーセンター		10:30~11:00	旧JA高志支所東部集荷場
	11:10~11:40	天目一神社前		11:10~11:40	椎本多目的集会所
	13:15~13:35	乳保神社		13:15~13:40	西分老人集会所
	13:45~14:05	烏屋会堂		13:50~14:10	高磯集会所
	14:15~14:45	瀬部元原公会堂		14:20~14:45	大聖寺前
	14:55~15:25	役場駐車場		14:55~15:20	小路ごみステーション前
5月10日 水曜日	9:30~9:55	旧JA大山支所農業倉庫	5月11日 木曜日	9:30~9:55	泉谷高速高架下
	10:05~10:30	馬道会館		10:05~10:30	泉谷多目的集会所
	10:40~11:05	文化センター		10:40~11:05	天神前公会堂
	11:15~11:40	原東多目的集会所		11:15~11:40	熊ノ庄集会所
	13:15~13:35	大山町集会所		13:15~13:35	門田集会所
	13:45~14:05	大己貴神社前		13:45~14:10	西老人集会所
	14:15~14:40	殿宮神社前		14:20~14:45	松島神社前
	14:50~15:20	小柿ごみステーション前		14:55~15:25	役場駐車場

※野犬・放し飼い等の苦情のお問い合わせ

神山町阿野字長谷333 徳島県動物愛護管理センター ☎088-636-6122

●お問い合わせ● 上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

フードドライブのお礼と報告



もったいないを
ありがとうございます



上板町では令和5年2月6日から10日にかけてフードドライブ活動を行いました。今回で8回目の活動になりますが、皆様から御協力をいただきました。



心から厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

寄付をいただいた食品は「NPO法人フードバンクとくしま」を通して福祉施設に提供されます。

今回の活動においては、住民の皆様や町内小中学校の児童生徒、保護者、教職員の皆様が各ご家庭で余った食品を持ち寄っていただき、「もったいない」の意識を高めることができました。

上板町においては引き続き食品ロス0の削減に向けた効果的な取り組みを行ってまいります。



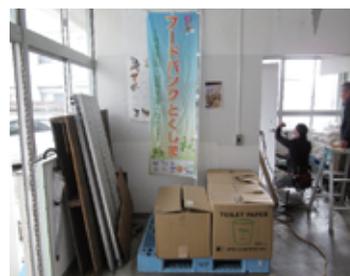
町内各小学校、中学校の児童生徒、保護者、教職員の皆様にご支援をいただきました。



社会福祉協議会がフードドライブ窓口を開設しました。



届けられた食品



「フードバンクとくしま」へ届けられました。

● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806 上板町社会福祉協議会 ☎088-694-6155

鳴門税務署からのお知らせ

消費税インボイス制度等説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されます。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

説明会の名称	開催日時	開催場所	定員
インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方向け)	令和5年4月19日(水) 10:30~12:00	鳴門税務署 大会議室 鳴門市撫養町南浜字東浜39番地3	24名
インボイス制度説明会 (登録申請相談会)	令和5年4月19日(水) 13:30~15:00	鳴門税務署 大会議室 鳴門市撫養町南浜字東浜39番地3	24名
インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方向け)	令和5年5月17日(水) 10:30~12:00	鳴門税務署 大会議室 鳴門市撫養町南浜字東浜39番地3	24名
インボイス制度説明会 (登録申請相談会)	令和5年5月17日(水) 13:30~15:00	鳴門税務署 大会議室 鳴門市撫養町南浜字東浜39番地3	24名
インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方向け)	令和5年6月14日(水) 10:30~12:00	鳴門税務署 大会議室 鳴門市撫養町南浜字東浜39番地3	24名
インボイス制度説明会 (登録申請相談会)	令和5年6月14日(水) 13:30~15:00	鳴門税務署 大会議室 鳴門市撫養町南浜字東浜39番地3	24名

登録申請相談会については、説明会終了後、登録申請を希望される方を対象に申請サポートを行います。詳しくは、お申し込みの際に税務署職員にお問い合わせください。

○会場収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、事前にお問い合わせ先まで申し込みをお願いします。

● お問い合わせ ● 鳴門税務署 法人課税第一部門 ☎088-685-4101(代表) (内線22)
代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内に沿って「2」を選択してください。

第39回 上板町内スポーツ少年団少年野球大会

町内スポーツ少年団野球大会が、令和5年3月12日(日)に高志小学校グラウンドにおいて開催され、町内3チームによるリーグ戦方式で熱戦が繰り広げられました。選手たちは、元気あふれるプレーでチームメイトや保護者の声援に応えていました。

大会結果は以下のとおりです。

- 優勝 高志スポーツ少年団
- 準優勝 松島スポーツ少年団
- 第3位 大山スポーツ少年団



● お問い合わせ ● 上板町教育委員会 ☎088-694-6814

令和4年度 町内卓球大会

令和4年度町内卓球大会が、令和5年3月5日(日)に上板町農村環境改善センター多目的ホールにて開催されました。約30名が参加し、小学生の部・一般の部・団体の部と熱戦を繰り広げました。大会結果は以下のとおりです。(敬称略)

団体の部

- 優勝 上板卓球クラブ
- 準優勝 上板ふれあいクラブ
- 第3位 上板中学校卓球部B



小学生男子の部

- 優勝 山口 蓮太郎
- 準優勝 七條 優心
- 第3位 小田 朝陽

一般男子の部

- 優勝 吉田 浩通
- 準優勝 樫原 陽呂
- 第3位 鳥羽 秀明

一般女子の部

- 優勝 斉藤 和恵
- 準優勝 犬伏 峰子
- 第3位 黒川 美雪



● お問い合わせ ● 上板町教育委員会 ☎088-694-6814

2月、3月に100歳を迎えられた方 おめでとうございます



福田 ミノル 様
大正12年2月25日生[原西(2)]



畠田 之子 様
大正12年3月1日生[門田]

●お問い合わせ● 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

Happy Birthday!

お誕生おめでとう

(令和5年2月)

高田 慎也 | 晴香 | ^{みずほ}瑞歩 | 女の子(高瀬)

吉川 紳太郎 | 綾香 | ^{あいのすけ}和之介 | 男の子(引野)



●お問い合わせ● 上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

学校給食センター 学校給食からSDGs

今では誰もが聞いたことがある「SDGs」。2030年までの世界共通の目標として国連で採択されました。誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指し、17の目標に169のターゲットが掲げられています。給食センターでもできることから取り組んでいます。



12 つくる責任
つかう責任



現在、上板町の学校給食では、本来なら廃棄される野菜の皮や芯などを分別し、毎日地域の養豚業者に回収してもらっています。これにより、下処理段階で出る野菜クズは大半を廃棄することなく有効利用できています。

14 海の豊かさを
守ろう



その他、牛乳パックのストローレスも進んでいます。最初は練習が必要ですが、開始してから1年が経過し上手に飲めるようになっていきます。一人に1本のストローですが、みんなを合わせると大きな数字になります。海を脅かすプラスチックゴミが減り、海に囲まれた徳島を豊かにすることができたら素敵なおことです。

日常の小さな一コマですが、これを“持続”することで世界中の安全が“持続”できるならやってみる価値はあるのではないのでしょうか。コツコツと続けていくことが大切だと考えています。



日新酒類株式会社

本社 徳島県板野郡上板町上六條 283 番地
TEL 088-694-8166



商品は本社・ネットからも購入できます。

●お問い合わせ●

上板町学校給食センター ☎088-694-2279

一日行政相談所 開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

新型コロナウイルス感染予防のため来庁前には検温し、マスクを着用しご来場ください。



■開設日 4月19日(水)

■開設時間 午後1時30分～午後3時30分

■開設場所 上板町老人福祉センター

春のガーデニングをしてみませんか?

春は初心者でもガーデニングが楽しめる時期です。

うららかな日差しの下で咲く花々は心を和ませてくれます。春カラーを意識したり、鉢にもこだわったりして、おしゃれなガーデニングをしてみませんか。贈り物にも最適です。



■日時 令和5年4月26日 水曜日
午後1時30分～

■場所 馬道会館 ☎088-694-4868
上板町西分字原淵18番地2

■申し込み締め切り

4月21日 金曜日 午後5時まで

■材料代 2,000円

